

**令和元年度**

**あまがさきの介護**

**尼崎市健康福祉局福祉部  
介護保険事業担当**



# 『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
(1)	尼崎市の沿革	3
(2)	尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(令和2年4月1日現在)	7
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	21
(1)	現年度分	21
(2)	所得段階別 現年度分	22
(3)	滞納繰越分	23
(4)	所得段階別 滞納繰越分	23
(5)	口座振替加入率	24
(6)	減免状況	24
IV	認定審査	25
1	介護認定審査会	27
2	月別要支援・要介護認定申請状況	27
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	28
4	月別要介護度別認定者状況	29
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	31
6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～元年度末)	32
7	年度末別認定率	34
8	行政区別 要介護度別認定者状況	35

V	保険給付等	37
1	月別介護サービス利用者状況	39
	(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数	39
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	40
	(3) 施設別介護サービス利用者数	41
	(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	42
2	年度別介護サービス利用者状況	43
	(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数	43
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	43
	(3) 施設別介護サービス利用者数	43
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	44
	(1) 平成14～19年度 年度別支給額	44
	(2) 令和元年度月別支給額及び平成20～30年度支給額	45
4	負担割合証交付状況	52
5	減免認定状況	52
	(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定	52
	(2) 利用者負担減額・免除認定	52
	(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	52
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	53
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	53
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	54
9	一般施策	56
	(1) 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	56
	(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	56
VI	地域支援事業 1	57
1	総合事業	59
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	59
	(2) 生活支援サポーター養成研修	60
2	任意事業	61
	(1) 住宅改修支援事業	61
	(2) 介護相談員派遣事業	61
	(3) 介護給付適正化事業	61

VII	地域支援事業 2	63
1	介護予防事業	65
2	包括的支援事業	67
(1)	地域包括支援センターの設置状況	67
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	68
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	68
(4)	生活支援サービス体制整備	70
(5)	医療・介護連携推進	70
(6)	認知症総合支援事業	70
3	任意事業	72
(1)	家族介護慰労事業	72
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	72
(3)	徘徊高齢者家族支援サービス事業	72
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	73
(5)	高齢者自立支援型食事サービス事業	73
(6)	住宅改造相談事業	73
(7)	家族介護用品支給事業	73
(8)	介護マーク普及事業	73
(9)	成年後見制度利用支援事業	74
(10)	高齢者緊急一時保護事業	74
(11)	権利擁護推進事業	74
VIII	その他	75
1	広報活動	77
(1)	パンフレットの作成・配布	77
(2)	保険料のしおり	77
(3)	介護保険だよりの発行	77
(4)	市報あまがさきへの掲載	77
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	77
(6)	ホームページへの掲載	77
2	苦情相談件数	77
3	尼崎市 介護保険事業所・施設数	78
(1)	介護保険事業所・施設数	78
(2)	市内の介護保険施設	79
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	80

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	81
(1)	設置年月日	81
(2)	設置目的	81
(3)	組織	81
(4)	所掌事項	81
(5)	令和元年度開催回数	81
(6)	地域包括支援センターについて	81
5	尼崎市地域密着型サービス運営部会	82
(1)	設置年月日	82
(2)	設置目的	82
(3)	組織	82
(4)	所掌事項	82
(5)	令和元年度開催回数	82
6	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	83
(1)	設置年月日	83
(2)	設置目的	83
(3)	組織	83
(4)	所掌事項	83
(5)	令和元年度開催回数	83
7	在宅医療・介護連携推進部会	84
(1)	設置年月日	84
(2)	設置目的	84
(3)	組織	84
(4)	所掌事項	84
(5)	令和元年度開催回数	84
8	尼崎居宅介護支援事業連絡会	85
(1)	設立	85
(2)	目的	85
(3)	会員数	85
(4)	主な活動内容	85
IX	財政・条例等	87
1	財政	89
(1)	令和元年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	89
(2)	令和2年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	89
(3)	介護保険事業に係る基金の状況	90
2	条例等	91
(1)	尼崎市介護保険条例	91
(2)	尼崎市介護保険規則	105
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	110

# *I* 一般狀況





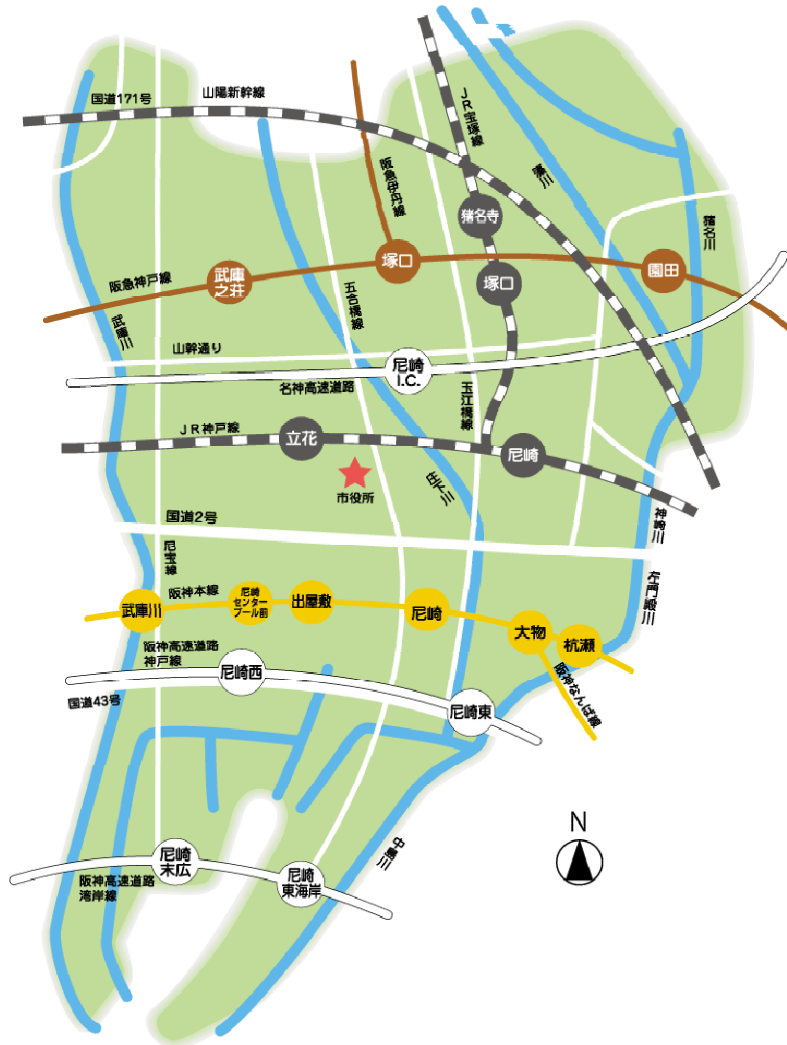
# 1 市勢

## (1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

## (2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



## 2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区 分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	457,216	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	261,433	57.2%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	107,140	23.4%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	49,111	10.7%	49,111	10.7%

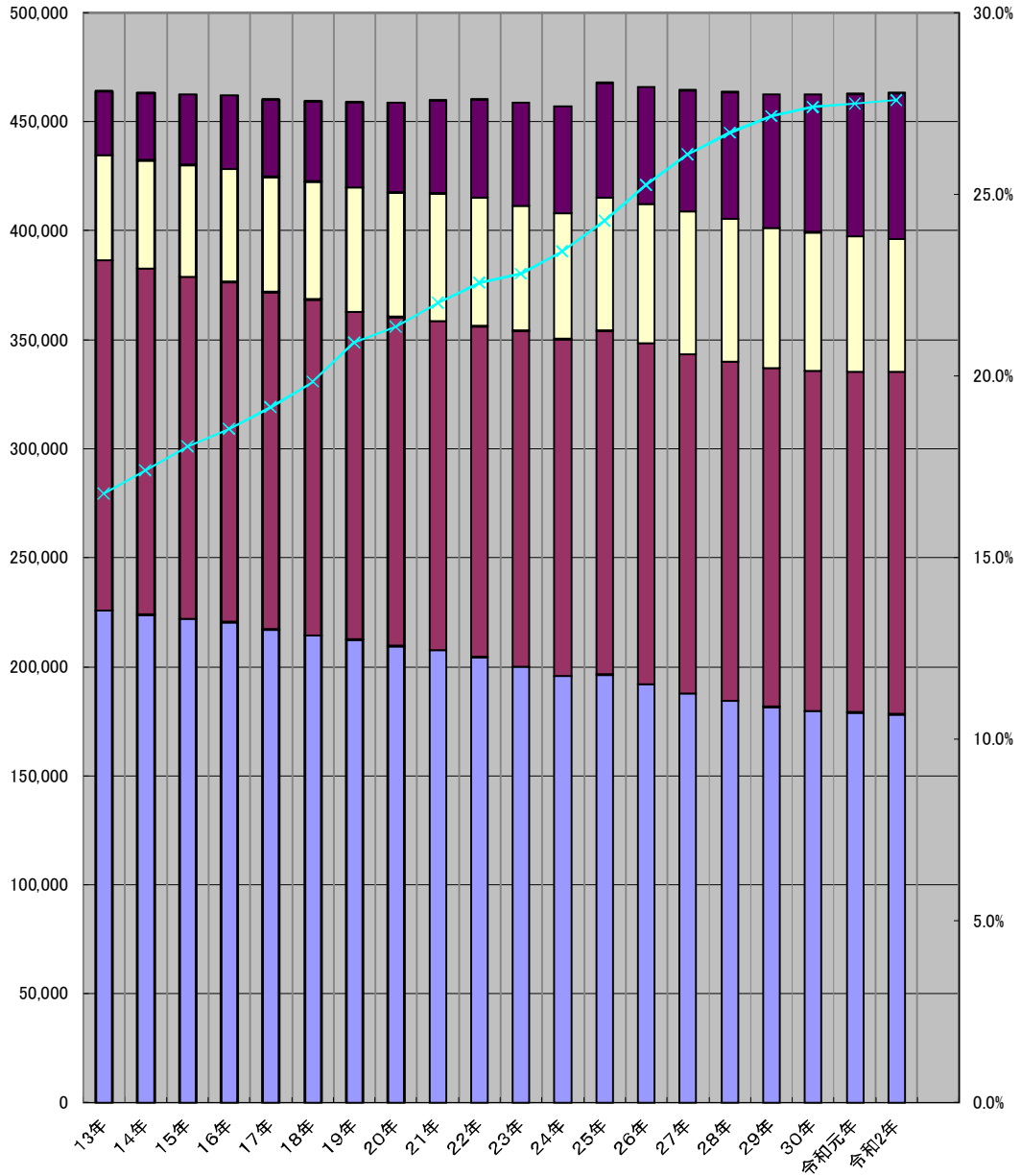
区 分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区 分	平成29年3月末A		平成30年3月末B		令和元年3月末B		令和2年3月末		前年度末比 B/A
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%	100.1%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%	100.3%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%	100.3%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%	102.2%

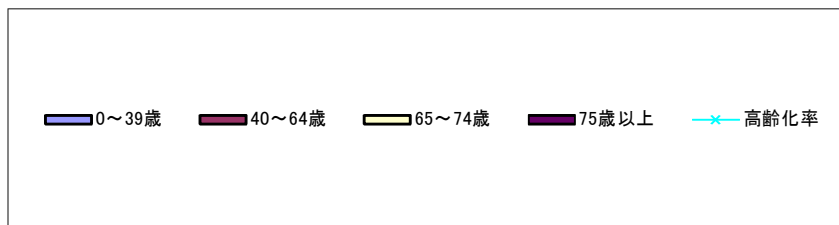
単位:人

高齢化率

### (2)年代別高齢者人口と高齢化



※各年3月末時



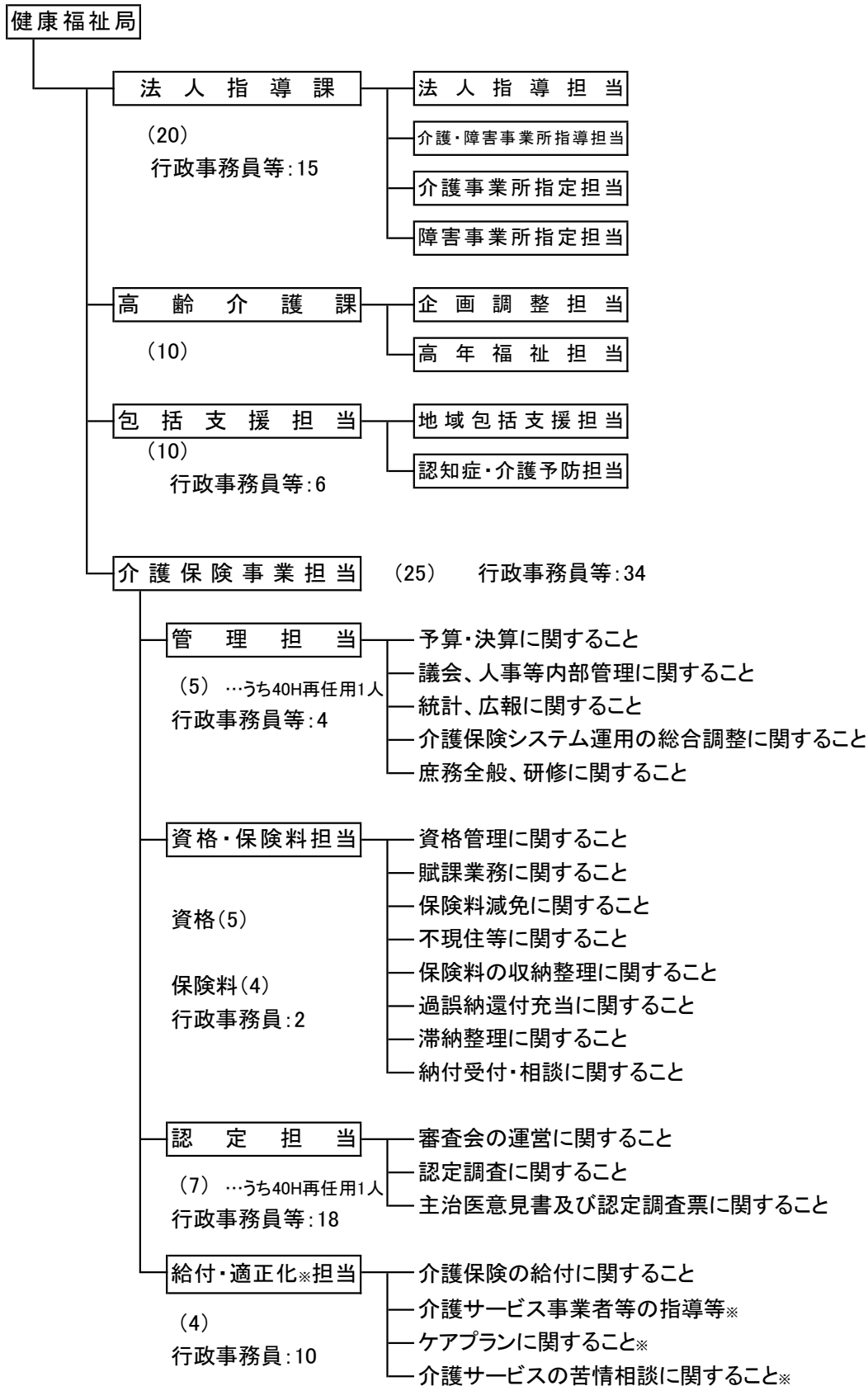
### 3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正

## 4 組織図と事務分掌

組織図(令和2年4月1日現在)

※ ( )内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。



## *Ⅲ 被保險者*



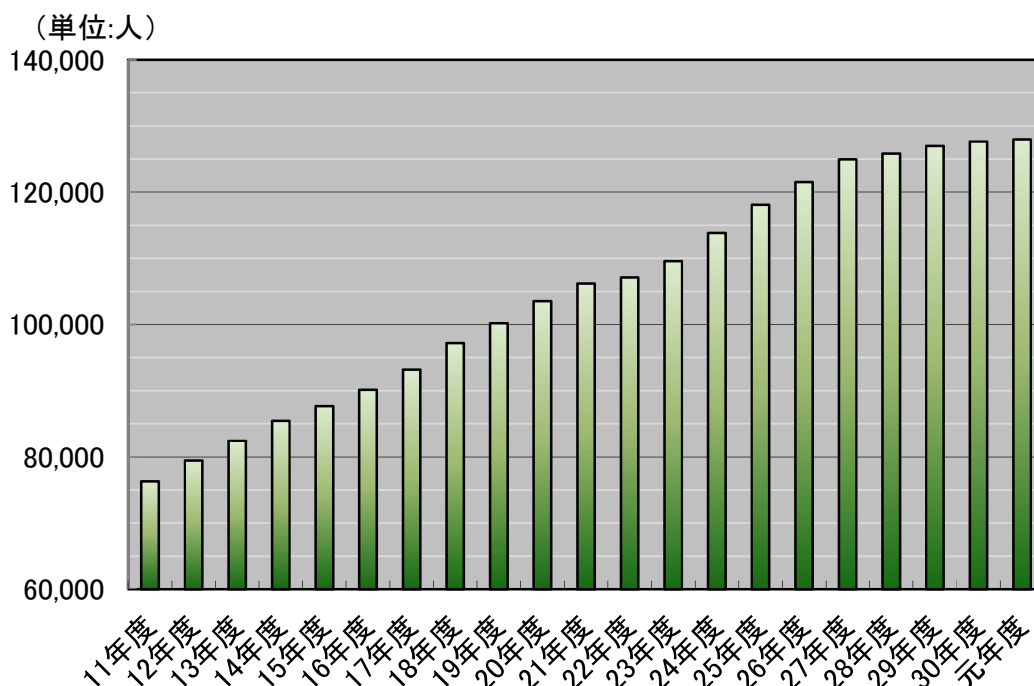


# 1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度(a)	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度(b)	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
前年度比 (b)/(a)	100.2%	91.4%	95.4%	55.6%	108.6%	94.1%	81.0%	101.3%	118.2%	117.4%

注) 被保険者数は年度末現在の人数



## 2 第1号被保険者数の月別推移

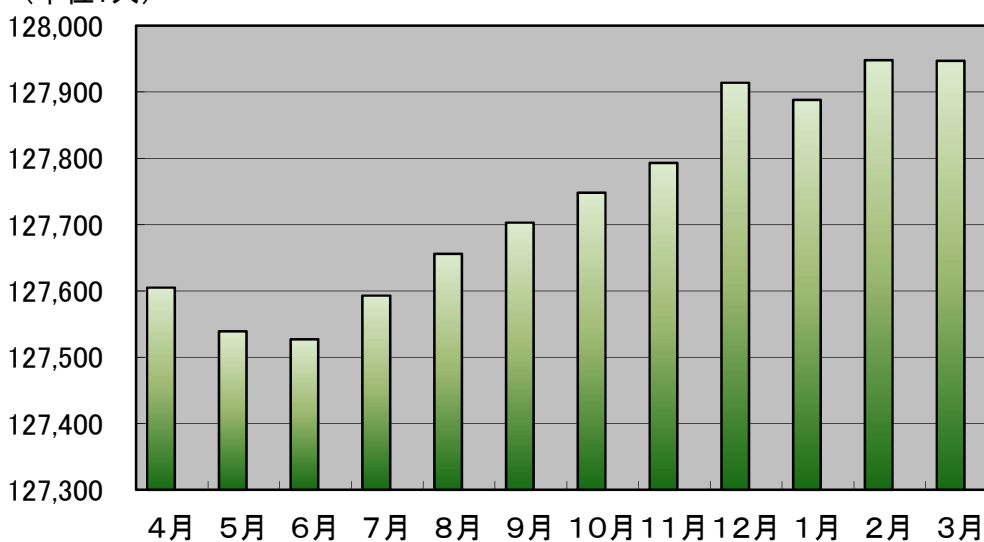
令和元年度

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	127,605	96	365	0	5	89	10	395	2	3
5月	127,539	87	340	0	10	91	0	407	1	4
6月	127,527	74	328	0	2	80	0	333	1	2
7月	127,593	80	420	1	11	75	2	362	3	4
8月	127,656	71	423	1	7	78	0	360	0	1
9月	127,703	65	424	0	1	70	0	369	0	4
10月	127,748	84	425	0	5	69	3	393	2	2
11月	127,793	72	437	1	7	81	0	386	1	4
12月	127,914	65	478	1	2	62	1	359	1	2
1月	127,888	70	484	0	5	52	0	532	1	0
2月	127,948	61	430	1	2	68	0	366	0	0
3月	127,947	96	399	0	6	57	1	442	1	1
合計	-	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



# Ⅲ 保險料



1 年度別保険料(年額)の推移

令和元年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	軽減後保険料			
	平成30年度	令和元年度		
	年額	月額	保険料率	保険料率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	0.375
第2段階	43,089円	3,591円	0.56	0.56
第3段階	55,784円	4,649円	0.725	0.725

平成27年度の第1段階の保険料(平成27年度～平成29年度)				
年額	軽減前		軽減後	
	月額	保険料率	年額	月額
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円
			保険料率	0.45

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人の人	0.750	53,298
第4段階	世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化  
平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の第1段階の保険料は次のとおりです。

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	世帯のたれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	世帯のたれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24: 1.333 H25: 1.417 H26: 1.500	85,458 90,804 96,143
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.500	96,143
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.625	104,155
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

軽減前		軽減後	
年額	保険料率	年額	保険料率
35,532円	0.5	31,979円	0.45
		2,665円	

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24	1,333
		H25	1,417
		H26	1,5
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額の保険料年額欄の( )内の金額5,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を金額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金が無かった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の( )内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げを全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。



平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

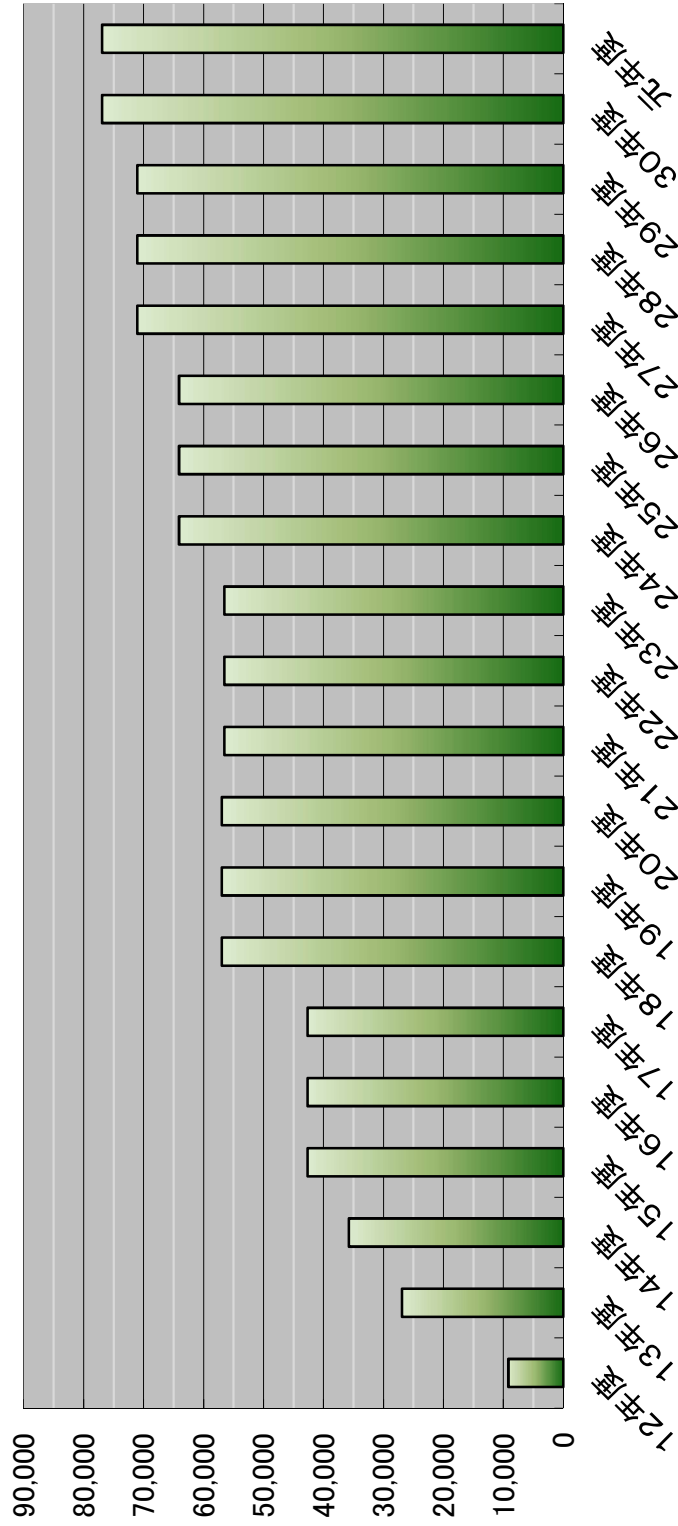
従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

## 保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



\* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

\* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。軽減前の基準額は、57,347円。

## 2 保険料収納状況

### (1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年 度	内 訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	117,398	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74

※各年度分とも翌年度5月末現在

## (2) 所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	26,157	719,054,644	26,157	719,054,644	0	0	100.00
	普徴	8,943	221,459,708	8,105	197,149,074	1,280	24,310,634	89.02
	計	35,100	940,514,352	34,262	916,203,718	1,280	24,310,634	97.42
2	特徴	11,975	498,212,772	11,975	498,212,772	0	0	100.00
	普徴	618	15,943,369	566	13,933,418	89	2,009,951	87.39
	計	12,593	514,156,141	12,541	512,146,190	89	2,009,951	99.61
3	特徴	11,660	624,639,226	11,660	624,639,226	0	0	100.00
	普徴	631	20,190,150	554	16,357,812	112	3,832,338	81.02
	計	12,291	644,829,376	12,214	640,997,038	112	3,832,338	99.41
4	特徴	13,054	859,968,088	13,054	859,968,088	0	0	100.00
	普徴	2,679	132,159,174	2,405	112,018,338	398	20,140,836	84.76
	計	15,733	992,127,262	15,459	971,986,426	398	20,140,836	97.97
5	特徴	12,574	949,515,232	12,574	949,515,232	0	0	100.00
	普徴	430	18,048,840	393	15,678,188	48	2,370,652	86.87
	計	13,004	967,564,072	12,967	965,193,420	48	2,370,652	99.75
6	特徴	14,706	1,302,536,215	14,706	1,302,536,215	0	0	100.00
	普徴	1,914	115,388,781	1,654	91,605,165	358	23,783,616	79.39
	計	16,620	1,417,924,996	16,360	1,394,141,380	358	23,783,616	98.32
7	特徴	14,861	1,424,470,350	14,861	1,424,470,350	0	0	100.00
	普徴	1,716	108,881,425	1,544	91,842,513	246	17,038,912	84.35
	計	16,577	1,533,351,775	16,405	1,516,312,863	246	17,038,912	98.89
8	特徴	6,641	727,263,734	6,641	727,263,734	0	0	100.00
	普徴	1,207	87,948,703	1,118	77,550,817	149	10,397,886	88.18
	計	7,848	815,212,437	7,759	804,814,551	149	10,397,886	98.72
9	特徴	2,542	314,503,638	2,542	314,503,638	0	0	100.00
	普徴	574	48,703,607	544	44,659,465	50	4,044,142	91.70
	計	3,116	363,207,245	3,086	359,163,103	50	4,044,142	98.89
10	特徴	1,768	235,079,551	1,768	235,079,551	0	0	100.00
	普徴	444	43,509,510	432	41,769,136	19	1,740,374	96.00
	計	2,212	278,589,061	2,200	276,848,687	19	1,740,374	99.38
11	特徴	645	92,579,394	645	92,579,394	0	0	100.00
	普徴	161	16,192,274	156	15,592,925	8	599,349	96.30
	計	806	108,771,668	801	108,172,319	8	599,349	99.45
12	特徴	350	52,976,124	350	52,976,124	0	0	100.00
	普徴	89	10,048,434	89	9,967,134	2	81,300	99.19
	計	439	63,024,558	439	62,943,258	2	81,300	99.87
13	特徴	236	38,274,628	236	38,274,628	0	0	100.00
	普徴	67	8,670,615	67	8,402,038	4	268,577	96.90
	計	303	46,945,243	303	46,676,666	4	268,577	99.43
14	特徴	785	133,386,601	785	133,386,601	0	0	100.00
	普徴	218	30,401,347	211	29,096,436	10	1,304,911	95.71
	計	1,003	163,787,948	996	162,483,037	10	1,304,911	99.20

※各翌年度5月末現在

**(3) 滞納繰越分**

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

**(4) 所得段階別 滞納繰越分**

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	3,632	65,033,626	528	5,821,899	1,974	27,265,941	2,022	31,945,786	8.95
2段階	264	7,021,225	48	656,458	141	2,854,554	154	3,510,213	9.35
3段階	316	9,393,334	55	1,052,366	170	3,459,012	169	4,881,956	11.20
4段階	1,178	46,493,412	180	4,623,914	671	19,847,197	668	22,022,301	9.95
5段階	185	7,408,536	38	1,105,679	84	2,251,649	105	4,051,208	14.92
6段階	1,086	54,856,055	196	5,310,509	570	22,156,483	644	27,389,063	9.68
7段階	329	19,851,731	98	2,943,444	39	1,383,507	230	15,524,780	14.83
8段階	524	27,882,683	108	3,247,939	320	12,903,874	278	11,730,870	11.65
9段階	309	17,888,854	59	1,947,616	212	9,842,859	147	6,098,379	10.89
10段階	99	6,373,587	24	890,951	61	3,295,629	48	2,187,007	13.98
11段階	37	2,050,444	9	274,526	21	1,057,366	16	718,552	13.39
12段階	10	502,055	3	108,970	6	193,443	3	199,642	21.70
13段階	4	162,234	1	18,800	1	124,775	3	18,659	11.59
14段階	20	1,750,878	7	485,494	9	553,136	9	712,248	27.73
合 計	7,993	266,668,654	1,354	28,488,565	4,279	107,189,425	4,496	130,990,664	10.68

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成25年度	20.40
平成26年度	20.51
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56

(6)減免状況

内訳		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被災	件数		8	25	11
	金額		279,101	942,011	245,897
所得激減	件数		222	222	225
	金額		3,376,755	3,496,001	3,494,103
生活困窮	件数		238	244	208
	金額		3,111,289	3,458,678	1,004,566
制度的	件数		0	0	0
	金額		0	0	0
その他	件数		36	28	39
	金額		695,843	513,557	740,111
合計	件数		504	519	483
	金額		7,462,988	8,410,247	5,484,677

# IV 認定審査



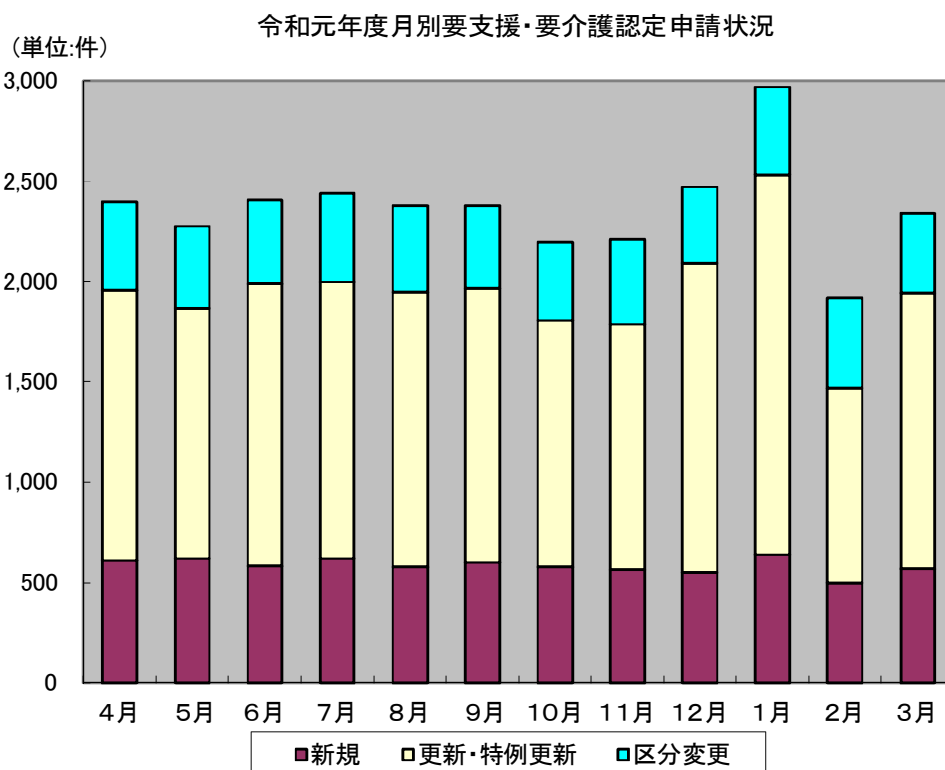


## 1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	40合議体
委員数及び内訳	167人（医療 112人・保健 24人・福祉 31人）（令和2年3月31日現在）
1回の審査件数	約 50件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 459回（H30年度445回）
認定処理件数	計27,026件（介護扶助にかかる審査判定278件数件を除く H30年度25,067件）

## 2 月別要支援・要介護認定申請状況

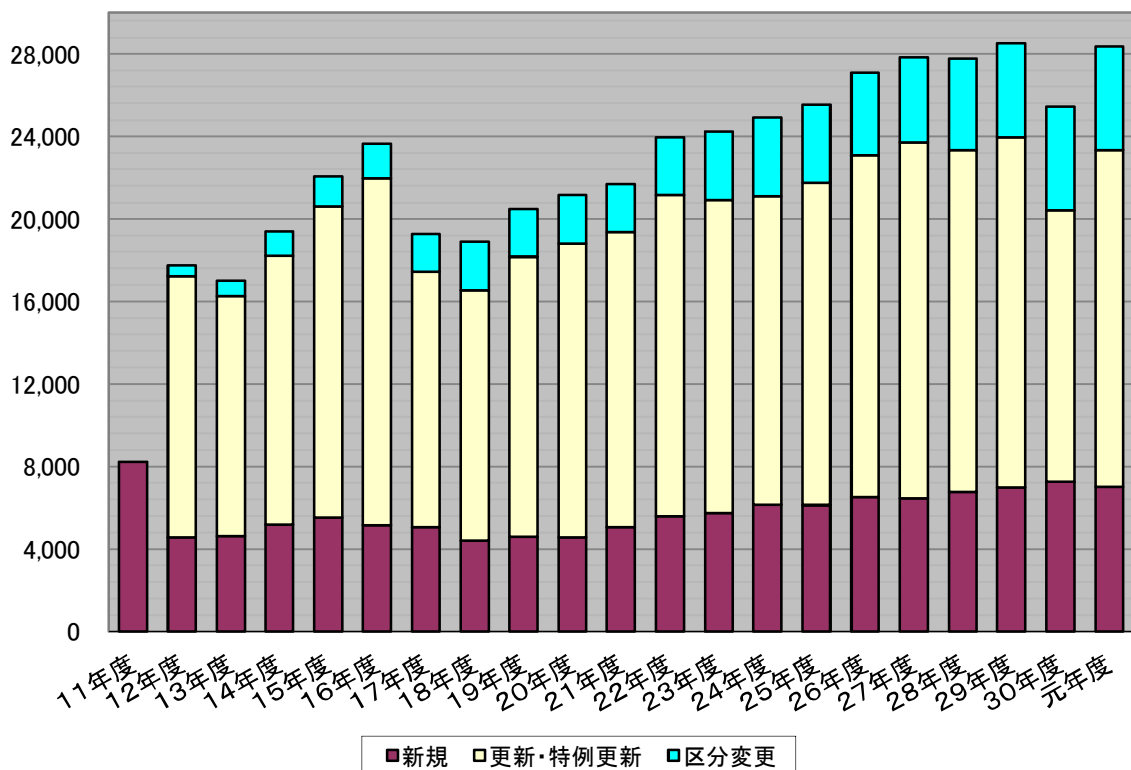
	申請件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,399	611	1,344	444
5月	2,276	622	1,244	410
6月	2,405	584	1,406	415
7月	2,438	620	1,381	437
8月	2,378	576	1,371	431
9月	2,378	602	1,364	412
10月	2,197	578	1,229	390
11月	2,209	564	1,223	422
12月	2,471	552	1,540	379
1月	2,967	637	1,894	436
2月	1,921	498	969	454
3月	2,341	570	1,373	398
合計	28,380	7,014	16,338	5,028



### 3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%

年度別 要支援・要介護認定申請状況



#### 4 月別要介護度別認定者状況

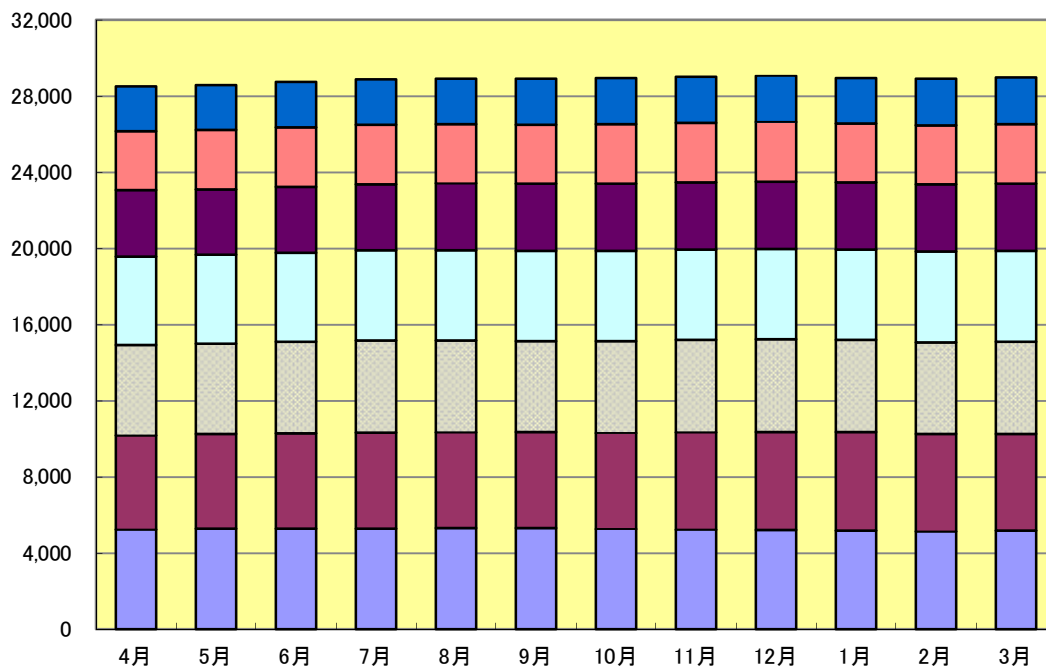
(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	1	5,182	4,838	10,020	4,687	4,532	3,432	3,034	2,278	27,984
	65歳～74歳	0	756	855	1,611	502	656	394	354	309	3,826
	75歳以上	1	4,426	3,983	8,409	4,185	3,876	3,038	2,680	1,969	24,158
	第2号		57	104	161	61	110	57	62	79	530
	小計	1	5,239	4,942	10,181	4,748	4,642	3,489	3,096	2,357	28,514
5月末	第1号	0	5,236	4,871	10,107	4,684	4,540	3,394	3,058	2,272	28,055
	65歳～74歳	0	758	857	1,615	497	646	387	359	316	3,820
	75歳以上	0	4,478	4,014	8,492	4,187	3,894	3,007	2,699	1,956	24,235
	第2号		59	103	162	62	109	57	62	79	531
	小計	0	5,295	4,974	10,269	4,746	4,649	3,451	3,120	2,351	28,586
6月末	第1号	0	5,227	4,903	10,130	4,733	4,570	3,408	3,073	2,285	28,199
	65歳～74歳	0	764	855	1,619	513	659	388	358	318	3,855
	75歳以上	0	4,463	4,048	8,511	4,220	3,911	3,020	2,715	1,967	24,344
	第2号		59	109	168	61	112	61	62	81	545
	小計	0	5,286	5,012	10,298	4,794	4,682	3,469	3,135	2,366	28,744
7月末	第1号	1	5,237	4,940	10,177	4,770	4,614	3,423	3,063	2,299	28,347
	65歳～74歳	0	768	853	1,621	511	672	387	356	311	3,858
	75歳以上	1	4,469	4,087	8,556	4,259	3,942	3,036	2,707	1,988	24,489
	第2号		59	109	168	59	111	64	63	80	545
	小計	1	5,296	5,049	10,345	4,829	4,725	3,487	3,126	2,379	28,892
8月末	第1号	0	5,259	4,920	10,179	4,758	4,626	3,458	3,038	2,324	28,383
	65歳～74歳	0	774	855	1,629	501	680	395	356	317	3,878
	75歳以上	0	4,485	4,065	8,550	4,257	3,946	3,063	2,682	2,007	24,505
	第2号		58	110	168	60	114	62	62	75	541
	小計	0	5,317	5,030	10,347	4,818	4,740	3,520	3,100	2,399	28,924
9月末	第1号	0	5,253	4,931	10,184	4,733	4,610	3,457	3,056	2,333	28,373
	65歳～74歳	0	769	858	1,627	497	653	398	347	316	3,838
	75歳以上	0	4,484	4,073	8,557	4,236	3,957	3,059	2,709	2,017	24,535
	第2号		58	113	171	59	113	68	60	74	545
	小計	0	5,311	5,044	10,355	4,792	4,723	3,525	3,116	2,407	28,918
10月末	第1号	0	5,214	4,928	10,142	4,762	4,631	3,464	3,071	2,330	28,400
	65歳～74歳	0	766	856	1,622	505	652	402	349	317	3,847
	75歳以上	0	4,448	4,072	8,520	4,257	3,979	3,062	2,722	2,013	24,553
	第2号		59	114	173	59	114	68	55	74	543
	小計	0	5,273	5,042	10,315	4,821	4,745	3,532	3,126	2,404	28,943
11月末	第1号	1	5,179	4,996	10,175	4,818	4,631	3,456	3,072	2,333	28,486
	65歳～74歳	1	768	868	1,636	513	645	392	361	309	3,857
	75歳以上	0	4,411	4,128	8,539	4,305	3,986	3,064	2,711	2,024	24,629
	第2号		59	113	172	51	111	66	57	77	534
	小計	1	5,238	5,109	10,347	4,869	4,742	3,522	3,129	2,410	29,020
12月末	第1号	1	5,161	5,029	10,190	4,819	4,640	3,459	3,082	2,345	28,536
	65歳～74歳	1	772	860	1,632	515	642	396	361	306	3,853
	75歳以上	0	4,389	4,169	8,558	4,304	3,998	3,063	2,721	2,039	24,683
	第2号		55	111	166	56	114	64	59	75	534
	小計	1	5,216	5,140	10,356	4,875	4,754	3,523	3,141	2,420	29,070

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	1	5,147	5,037	10,184	4,795	4,637	3,453	3,055	2,315	28,440
	65歳～74歳	1	774	851	1,625	506	643	392	358	292	3,817
	75歳以上	0	4,373	4,186	8,559	4,289	3,994	3,061	2,697	2,023	24,623
	第2号		55	112	167	54	107	66	53	78	525
	小計	1	5,202	5,149	10,351	4,849	4,744	3,519	3,108	2,393	28,965
2月末	第1号	0	5,084	5,009	10,093	4,758	4,665	3,463	3,063	2,349	28,391
	65歳～74歳	0	753	851	1,604	485	652	384	363	291	3,779
	75歳以上	0	4,331	4,158	8,489	4,273	4,013	3,079	2,700	2,058	24,612
	第2号		55	112	167	53	107	61	51	79	518
	小計	0	5,139	5,121	10,260	4,811	4,772	3,524	3,114	2,428	28,909
3月末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990

令和元年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)



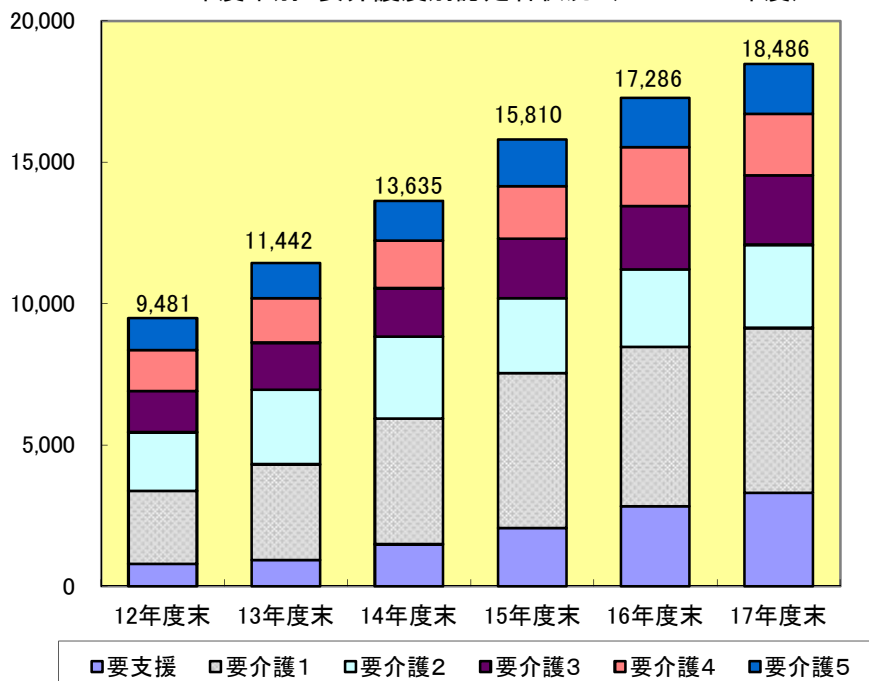
■事業対象者 ■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

### 5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)

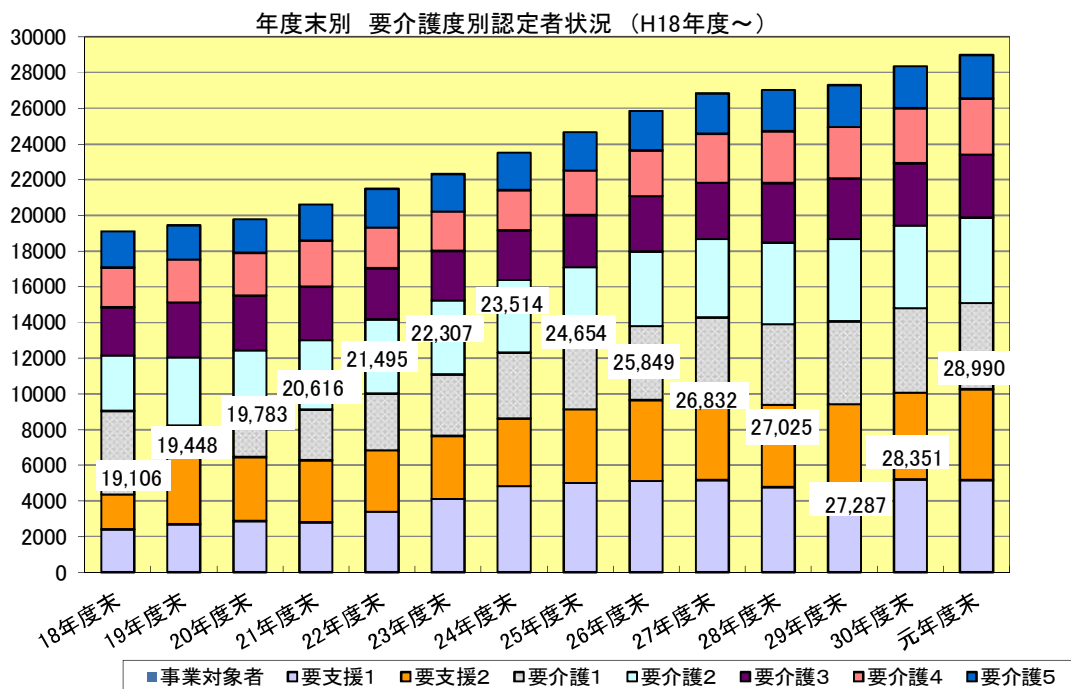


6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度～元年度)

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18 年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19 年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20 年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21 年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22 年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23 年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24 年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25 年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26 年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
28年度末A	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
29年度末B	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
30年度末B	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
元年度末B	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990
前年度比 B/A	第1号	0.0%	99.4%	104.5%	101.8%	102.4%	103.4%	101.1%	101.9%	104.1%	102.3%
	65歳～74歳	0.0%	98.9%	102.1%	100.6%	94.5%	100.3%	97.7%	101.1%	95.5%	99.1%
	75歳以上	0.0%	99.4%	105.0%	102.1%	103.3%	103.9%	101.6%	102.0%	105.5%	102.8%
	第2号		98.3%	110.9%	106.3%	81.3%	108.1%	98.3%	90.3%	112.5%	101.6%
	小計	0.0%	99.3%	104.6%	101.9%	102.1%	103.5%	101.1%	101.7%	104.4%	102.3%



## 7 年度末別認定率

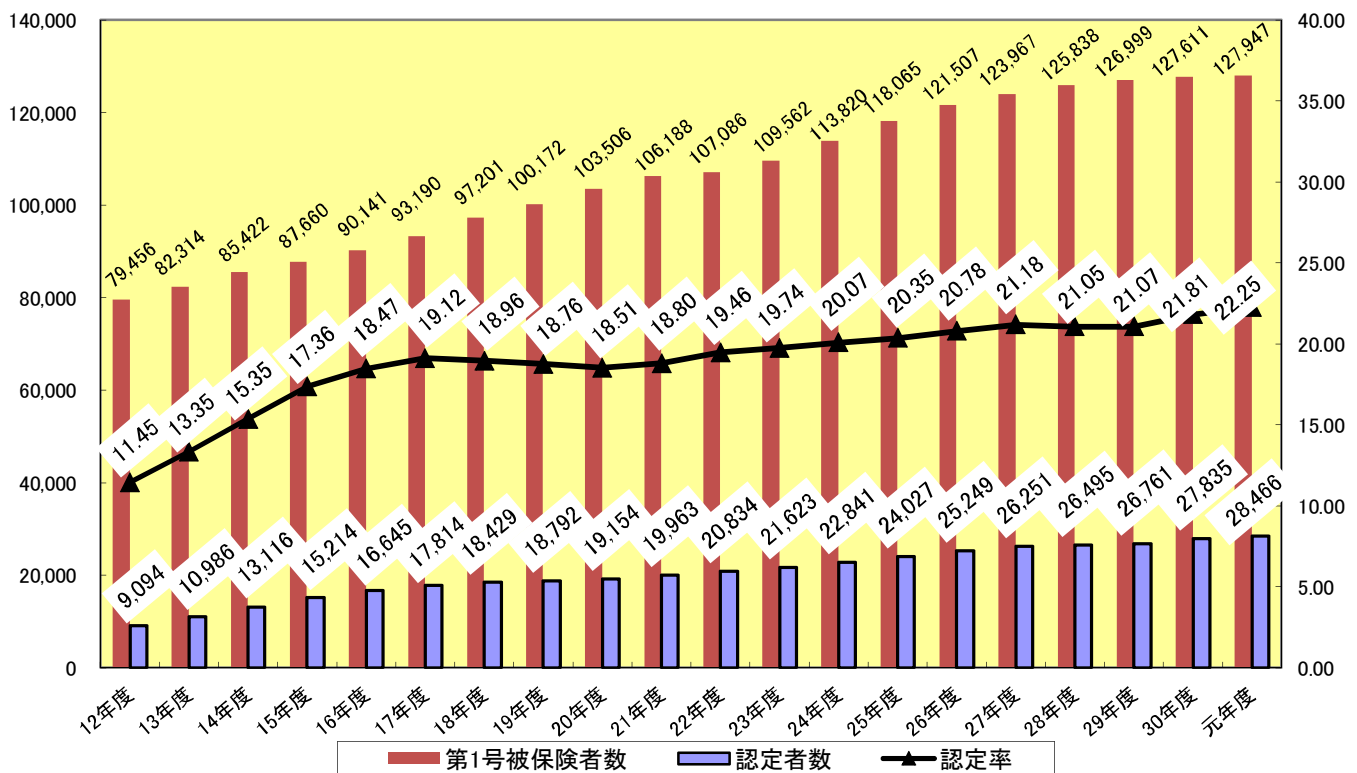
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

(単位:%)





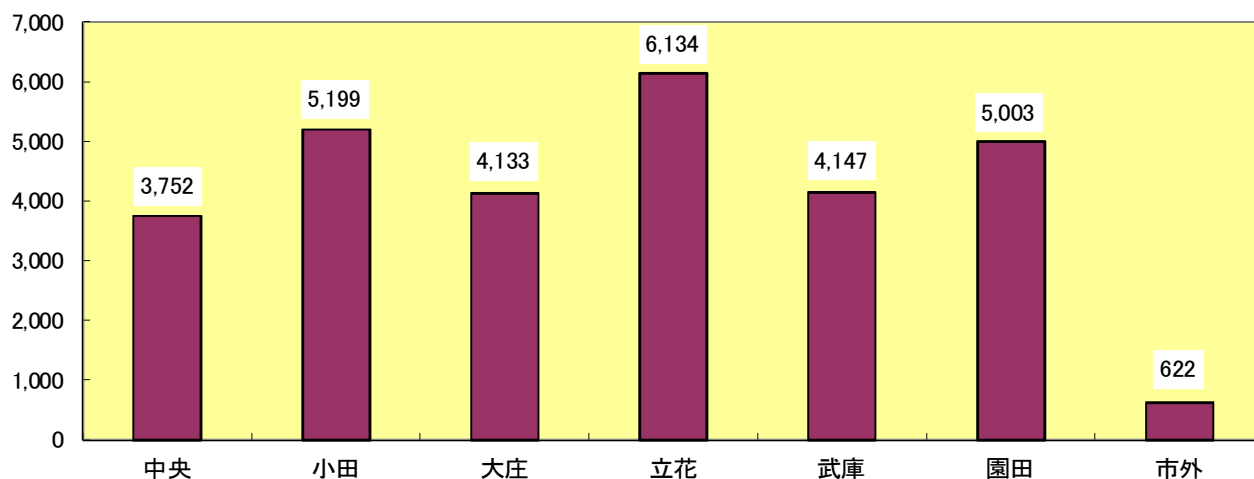
## 8 行政区別 要介護度別認定者状況(令和2年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地区											
中央	第1号	0	622	671	1,293	577	633	435	429	325	3,692
	65歳～74歳	0	95	121	216	71	104	44	50	39	524
	75歳以上	0	527	550	1,077	506	529	391	379	286	3,168
	第2号	0	11	15	26	5	8	11	5	5	60
	小計	0	633	686	1,319	582	641	446	434	330	3,752
小田	第1号	0	835	895	1,730	867	847	628	576	457	5,105
	65歳～74歳	0	113	148	261	85	113	66	71	53	649
	75歳以上	0	722	747	1,469	782	734	562	505	404	4,456
	第2号	0	14	19	33	12	20	8	6	15	94
	小計	0	849	914	1,763	879	867	636	582	472	5,199
大庄	第1号	0	641	697	1,338	680	703	512	470	354	4,057
	65歳～74歳	0	104	148	252	67	94	64	59	47	583
	75歳以上	0	537	549	1,086	613	609	448	411	307	3,474
	第2号	0	4	20	24	7	12	8	12	13	76
	小計	0	645	717	1,362	687	715	520	482	367	4,133
立花	第1号	0	1,166	1,113	2,279	1,069	936	710	576	457	6,027
	65歳～74歳	0	169	178	347	100	127	76	68	49	767
	75歳以上	0	997	935	1,932	969	809	634	508	408	5,260
	第2号	0	9	20	29	15	22	16	12	13	107
	小計	0	1,175	1,133	2,308	1,084	958	726	588	470	6,134
武庫	第1号	0	778	699	1,477	712	677	483	411	306	4,066
	65歳～74歳	0	114	111	225	70	97	48	45	44	529
	75歳以上	0	664	588	1,252	642	580	435	366	262	3,537
	第2号	0	4	15	19	11	20	4	8	19	81
	小計	0	782	714	1,496	723	697	487	419	325	4,147
園田	第1号	0	1,033	844	1,877	797	785	590	492	364	4,905
	65歳～74歳	0	152	151	303	85	115	63	61	55	682
	75歳以上	0	881	693	1,574	712	670	527	431	309	4,223
	第2号	0	15	22	37	2	24	10	10	15	98
	小計	0	1,048	866	1,914	799	809	600	502	379	5,003
市外	第1号	0	43	52	95	81	95	107	136	100	614
	65歳～74歳	0	3	3	6	6	9	21	8	12	62
	75歳以上	0	40	49	89	75	86	86	128	88	552
	第2号	0	0	1	1	0	1	2	3	1	8
	小計	0	43	53	96	81	96	109	139	101	622
総数	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号	0	57	112	169	52	107	59	56	81	524
	合計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990

(単位:人)

行政区別認定者数





# V 保險給付等



# 1 月別介護サービス利用者状況

## (1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	1,477	2,433	3,910	3,740	3,883	2,293	1,658	1,180	16,664
	第2号	16	58	74	42	94	40	41	42	333
	小計	1,493	2,491	3,984	3,782	3,977	2,333	1,699	1,222	16,997
5月	第1号	1,519	2,474	3,993	3,777	3,927	2,344	1,701	1,231	16,973
	第2号	15	63	78	48	92	43	45	41	347
	小計	1,534	2,537	4,071	3,825	4,019	2,387	1,746	1,272	17,320
6月	第1号	1,513	2,495	4,008	3,742	3,873	2,341	1,710	1,196	16,870
	第2号	14	62	76	44	95	42	44	46	347
	小計	1,527	2,557	4,084	3,786	3,968	2,383	1,754	1,242	17,217
7月	第1号	1,531	2,572	4,103	3,732	3,889	2,342	1,733	1,189	16,988
	第2号	18	56	74	44	96	41	43	50	348
	小計	1,549	2,628	4,177	3,776	3,985	2,383	1,776	1,239	17,336
8月	第1号	1,538	2,568	4,106	3,770	3,923	2,341	1,712	1,203	17,055
	第2号	15	56	71	48	95	43	42	52	351
	小計	1,553	2,624	4,177	3,818	4,018	2,384	1,754	1,255	17,406
9月	第1号	1,586	2,614	4,200	3,879	3,967	2,375	1,712	1,232	17,365
	第2号	16	64	80	47	99	46	45	51	368
	小計	1,602	2,678	4,280	3,926	4,066	2,421	1,757	1,283	17,733
10月	第1号	1,579	2,578	4,157	3,813	3,988	2,337	1,680	1,243	17,218
	第2号	15	62	77	44	98	46	39	53	357
	小計	1,594	2,640	4,234	3,857	4,086	2,383	1,719	1,296	17,575
11月	第1号	1,602	2,605	4,207	3,837	4,012	2,378	1,701	1,246	17,381
	第2号	18	68	86	46	101	48	34	49	364
	小計	1,620	2,673	4,293	3,883	4,113	2,426	1,735	1,295	17,745
12月	第1号	1,587	2,606	4,193	3,872	4,043	2,366	1,720	1,265	17,459
	第2号	19	68	87	45	103	47	36	47	365
	小計	1,606	2,674	4,280	3,917	4,146	2,413	1,756	1,312	17,824
1月	第1号	1,588	2,650	4,238	3,879	4,034	2,382	1,726	1,261	17,520
	第2号	16	68	84	40	97	49	35	49	354
	小計	1,604	2,718	4,322	3,919	4,131	2,431	1,761	1,310	17,874
2月	第1号	1,577	2,680	4,257	3,920	4,066	2,399	1,744	1,272	17,658
	第2号	14	65	79	37	102	49	39	49	355
	小計	1,591	2,745	4,336	3,957	4,168	2,448	1,783	1,321	18,013
3月	第1号	1,545	2,669	4,214	3,831	4,040	2,366	1,731	1,240	17,422
	第2号	15	64	79	38	92	50	36	52	347
	小計	1,560	2,733	4,293	3,869	4,132	2,416	1,767	1,292	17,769
累計	第1号	18,642	30,944	49,586	45,792	47,645	28,264	20,528	14,758	206,573
	第2号	191	754	945	523	1,164	544	479	581	4,236
	合計	18,833	31,698	50,531	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809

## (2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	15	15	30	949	916	648	399	285	3,227
	第2号	0	0	0	11	15	5	7	6	44
	小計	15	15	30	960	931	653	406	291	3,271
5月	第1号	13	15	28	966	936	654	405	280	3,269
	第2号	0	0	0	10	13	3	6	7	39
	小計	13	15	28	976	949	657	411	287	3,308
6月	第1号	13	16	29	973	927	655	403	286	3,273
	第2号	0	0	0	11	16	2	4	9	42
	小計	13	16	29	984	943	657	407	295	3,315
7月	第1号	14	15	29	977	955	663	413	297	3,334
	第2号	0	0	0	11	18	3	3	11	46
	小計	14	15	29	988	973	666	416	308	3,380
8月	第1号	14	17	31	981	958	663	429	301	3,363
	第2号	0	0	0	10	19	5	3	9	46
	小計	14	17	31	991	977	668	432	310	3,409
9月	第1号	16	17	33	979	947	652	399	304	3,314
	第2号	0	0	0	9	19	6	3	12	49
	小計	16	17	33	988	966	658	402	316	3,363
10月	第1号	15	19	34	992	945	656	389	311	3,327
	第2号	0	0	0	8	18	6	2	10	44
	小計	15	19	34	1,000	963	662	391	321	3,371
11月	第1号	12	19	31	1,011	970	656	382	308	3,358
	第2号	0	0	0	11	18	5	2	11	47
	小計	12	19	31	1,022	988	661	384	319	3,405
12月	第1号	13	20	33	1,048	984	658	396	314	3,433
	第2号	0	0	0	12	18	6	2	12	50
	小計	13	20	33	1,060	1,002	664	398	326	3,483
1月	第1号	12	21	33	1,024	979	647	397	305	3,385
	第2号	0	0	0	8	16	4	2	12	42
	小計	12	21	33	1,032	995	651	399	317	3,427
2月	第1号	14	20	34	1,066	980	660	414	300	3,454
	第2号	0	0	0	11	17	4	4	10	46
	小計	14	20	34	1,077	997	664	418	310	3,500
3月	第1号	14	20	34	1,029	958	653	401	307	3,382
	第2号	0	0	0	9	17	5	4	8	43
	小計	14	20	34	1,038	975	658	405	315	3,425
累計	第1号	165	214	379	11,995	11,455	7,865	4,827	3,598	40,119
	第2号	0	0	0	121	204	54	42	117	538
	合計	165	214	379	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657

## (3) 施設別介護サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

\* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

\* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
4月	第1号	1,729	1,061	16	3	2,809
	第2号	16	14	0	0	30
	小計	1,745	1,075	16	3	総数 2,827
5月	第1号	1,795	1,077	17	3	2,892
	第2号	16	13	0	0	29
	小計	1,811	1,090	17	3	総数 2,917
6月	第1号	1,754	1,086	17	3	2,860
	第2号	15	13	0	0	28
	小計	1,769	1,099	17	3	総数 2,868
7月	第1号	1,742	1,095	17	4	2,858
	第2号	15	13	0	0	28
	小計	1,757	1,108	17	4	総数 2,872
8月	第1号	1,774	1,088	17	4	2,883
	第2号	16	11	0	0	27
	小計	1,790	1,099	17	4	総数 2,902
9月	第1号	1,767	1,072	17	4	2,860
	第2号	16	11	0	0	27
	小計	1,783	1,083	17	4	総数 2,878
10月	第1号	1,743	1,055	17	4	2,819
	第2号	15	10	0	0	25
	小計	1,758	1,065	17	4	総数 2,837
11月	第1号	1,761	1,073	18	4	2,856
	第2号	15	12	0	0	27
	小計	1,776	1,085	18	4	総数 2,878
12月	第1号	1,729	1,105	17	4	2,855
	第2号	13	10	0	0	23
	小計	1,742	1,115	17	4	総数 2,868
1月	第1号	1,751	1,092	18	4	2,865
	第2号	13	9	0	0	22
	小計	1,764	1,101	18	4	総数 2,874
2月	第1号	1,794	1,119	18	7	2,938
	第2号	13	7	0	0	20
	小計	1,807	1,126	18	7	総数 2,945
3月	第1号	1,784	1,115	17	7	2,923
	第2号	12	8	0	0	20
	小計	1,796	1,123	17	7	総数 2,929
累計	第1号	21,123	13,038	206	51	34,418
	第2号	175	131	0	0	306
	合計	21,298	13,169	206	51	総数 34,724

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

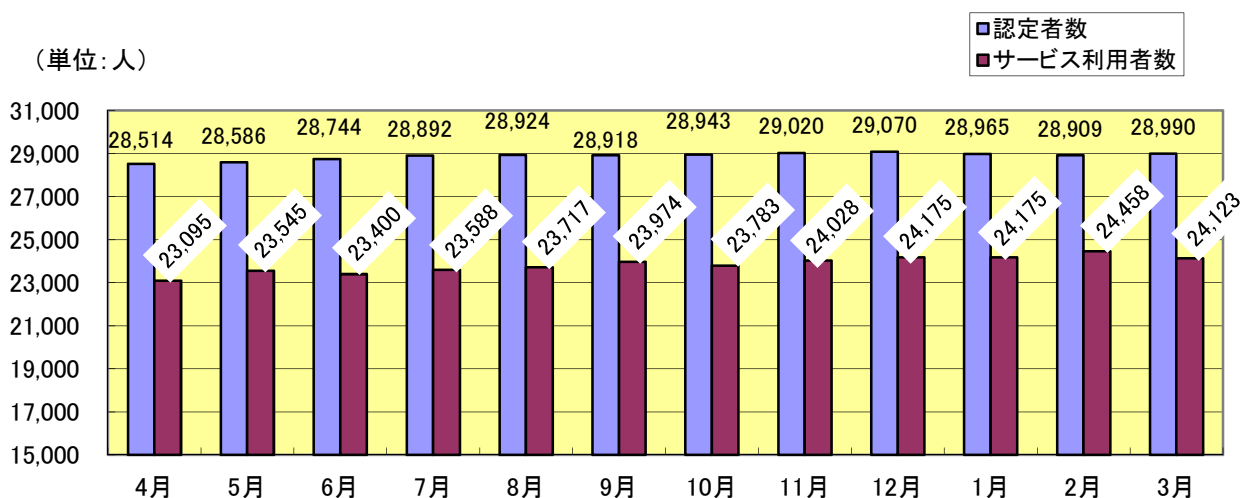
\* 利用月ベースで決算との対応はしない

\* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

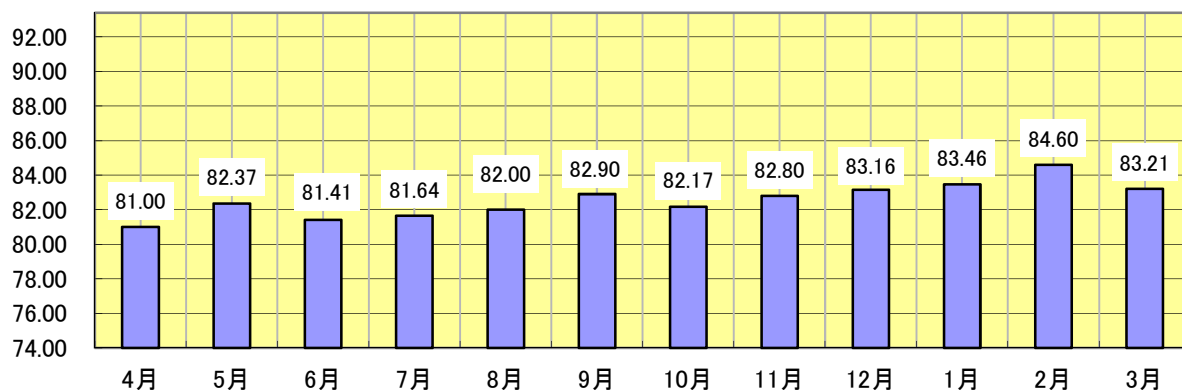
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	28,514	16,997	59.61	3,271	11.47	2,827	9.91	23,095	81.00
5月	28,586	17,320	60.59	3,308	11.57	2,917	10.20	23,545	82.37
6月	28,744	17,217	59.90	3,315	11.53	2,868	9.98	23,400	81.41
7月	28,892	17,336	60.00	3,380	11.70	2,872	9.94	23,588	81.64
8月	28,924	17,406	60.18	3,409	11.79	2,902	10.03	23,717	82.00
9月	28,918	17,733	61.32	3,363	11.63	2,878	9.95	23,974	82.90
10月	28,943	17,575	60.72	3,371	11.65	2,837	9.80	23,783	82.17
11月	29,020	17,745	61.15	3,405	11.73	2,878	9.92	24,028	82.80
12月	29,070	17,824	61.31	3,483	11.98	2,868	9.87	24,175	83.16
1月	28,965	17,874	61.71	3,427	11.83	2,874	9.92	24,175	83.46
2月	28,909	18,013	62.31	3,500	12.11	2,945	10.19	24,458	84.60
3月	28,990	17,769	61.29	3,425	11.81	2,929	10.10	24,123	83.21
年平均	—	—	60.84	—	11.73	—	9.98	—	82.56

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合





## 2 年度別介護サービス利用者状況

### (1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
24年度	28,600	31,799	0	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度	31,648	35,710	0	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度	31,575	39,179	0	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度	31,868	41,874	0	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度A	16,958	29,024	0	46,008	47,895	26,091	20,234	15,007	201,217
元年度B	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
前年度比B/A	111.1%	109.2%	0.0%	100.7%	101.9%	110.4%	103.8%	102.2%	104.8%

### (2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
24年度	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度A	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度B	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
前年度比B/A	120.4%	105.9%	0.0%	105.6%	105.1%	106.3%	97.7%	108.1%	104.8%

### (3) 施設別介護サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

\* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

\* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合計
24年度	16,019	12,565	1,552	0	総数 30,014
25年度	18,110	12,491	1,362	0	総数 31,856
26年度	18,110	12,525	1,214	0	総数 31,705
27年度	18,228	12,076	1,174	0	総数 31,368
28年度	19,008	12,156	928	0	総数 31,978
29年度	19,680	12,454	479	0	総数 12,933
30年度A	20,654	23,478	299	0	総数 44,431
元年度B	21,298	13,169	206	51	総数 34,724
前年度比B/A	103.1%	56.1%	68.9%	—	総数 78.2%

### 3 保険給付費審査年度別・月別支給額

#### (1) 平成14～19年度 年度別支給額

\* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成19年度合計		平成18年度合計		平成17年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398	92,468	4,671,131,593
訪問入浴介護	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081	3,382	176,834,687
訪問看護	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472	18,491	765,246,074
訪問リハビリテーション	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681	2,532	44,102,448
通所介護	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124	42,153	2,720,952,335
通所リハビリテーション	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139	16,776	1,186,731,964
福祉用具貸与	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564	68,127	816,536,122
訪問通所計	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459	243,929	10,381,535,223
短期入所生活介護	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530	6,624	522,271,198
短期入所療養介護	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644	2,631	197,316,148
短期入所計	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174	9,255	719,587,346
居宅療養管理指導	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039	19,924	162,772,860
認知症対応型	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226	2,518	610,996,205
特定施設	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794	2,490	421,299,231
居宅サービス計画費	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047	131,809	1,192,573,935
その他単品計	169,277	3,316,906,414	166,671	3,067,066,106	156,741	2,387,642,231
福祉用具購入費	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040	2,158	59,847,885
住宅改修費	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481	1,690	165,145,945
施設サービス費	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411	30,419	8,758,379,827
介護老人福祉施設	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463	14,631	3,947,389,517
介護老人保健施設	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965	11,338	3,097,642,612
介護療養型医療施設	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983	4,450	1,713,347,698
うち食費(再掲)	-	-	-	-	17,625	792,962,520
介護老人福祉施設	-	-	-	-	8,401	388,982,850
介護老人保健施設	-	-	-	-	6,588	278,274,600
介護療養型医療施設	-	-	-	-	2,636	125,705,070
特定入所者サービス費	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240	10,448	285,440,864
審査支払手数料	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328	435,483	39,084,590
高額介護サービス費	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226	32,145	247,885,347
合計	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465	922,268	23,044,549,258

サービス種類	平成16年度合計		平成15年度合計		平成14年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266	54,588	2,950,024,515
訪問入浴介護	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698	3,436	153,379,946
訪問看護	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828	14,831	641,194,153
訪問リハビリテーション	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174	1,823	29,879,160
通所介護	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244	21,938	1,228,367,011
通所リハビリテーション	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630	14,948	1,060,265,845
福祉用具貸与	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841	33,560	437,800,908
訪問通所計	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681	145,124	6,500,911,538
短期入所生活介護	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290	6,037	562,673,609
短期入所療養介護	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368	1,380	111,449,951
短期入所計	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658	7,417	674,123,560
居宅療養管理指導	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450	13,019	97,421,670
認知症対応型	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755	977	222,742,738
特定施設	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683	596	99,982,419
居宅サービス計画費	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260	84,143	631,396,140
その他単品計	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148	98,735	1,051,542,967
福祉用具購入費	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518	1,881	49,120,655
住宅改修費	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746	1,446	154,730,337
施設サービス費	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672	27,419	8,641,711,896
介護老人福祉施設	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396	14,615	4,405,601,410
介護老人保健施設	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625	8,087	2,368,011,302
介護療養型医療施設	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651	4,717	1,868,099,184
うち食費(再掲)	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040	27,299	1,222,503,240
介護老人福祉施設	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470	14,545	684,063,260
介護老人保健施設	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120	8,035	323,677,630
介護療養型医療施設	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450	4,669	214,762,350
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250	274,042	32,117,714
高額介護サービス費	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941	19,618	133,795,069
合計	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614	575,682	17,238,053,736

## (2) 令和元年度月別支給額及び平成20～30年度支給額

\* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	40,143	1,615,297,666	40,370	1,622,809,192	40,696	1,663,412,501	40,924	1,623,288,210
〔介護給付〕	34,868	1,545,469,525	35,169	1,553,106,132	35,317	1,590,513,621	35,600	1,552,186,770
〔予防給付〕	5,275	69,828,141	5,201	69,703,060	5,379	72,898,880	5,324	71,101,440
訪問通所サービス	30,740	1,315,380,034	30,768	1,319,109,212	30,960	1,352,513,479	31,172	1,317,782,446
〔介護給付〕	26,164	1,258,156,620	26,268	1,261,600,866	26,310	1,292,194,972	26,570	1,259,567,862
〔予防給付〕	4,576	57,223,414	4,500	57,508,346	4,650	60,318,507	4,602	58,214,584
訪問介護	6,962	551,824,149	6,982	547,527,831	6,971	564,707,542	7,021	551,500,954
〔介護給付〕	6,962	551,824,149	6,982	547,527,831	6,971	564,707,542	7,021	551,500,954
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	292	16,816,244	289	16,786,170	272	16,101,860	290	16,282,181
〔介護給付〕	291	16,807,270	289	16,786,170	271	16,065,960	289	16,255,256
〔予防給付〕	1	8,974	0	0	1	35,900	1	26,925
訪問看護	3,295	121,105,454	3,396	125,691,092	3,330	123,876,349	3,446	123,298,079
〔介護給付〕	2,775	106,840,082	2,863	110,709,582	2,795	108,925,568	2,911	108,697,875
〔予防給付〕	520	14,265,372	533	14,981,510	535	14,950,781	535	14,600,204
訪問リハビリテーション	1,056	34,976,587	1,109	37,083,987	1,105	37,437,062	1,083	36,453,944
〔介護給付〕	874	29,415,962	933	31,391,528	922	31,444,187	905	30,968,182
〔予防給付〕	182	5,560,625	176	5,692,459	183	5,992,875	178	5,485,762
通所介護	4,810	333,005,977	4,733	331,957,940	4,899	348,820,629	4,803	328,196,802
〔介護給付〕	4,801	332,767,604	4,744	332,391,623	4,905	349,086,744	4,794	328,068,108
〔予防給付〕	9	238,373	-11	-433,883	-6	-266,115	9	128,694
通所リハビリテーション	2,058	122,866,907	2,109	125,621,311	2,193	127,231,747	2,144	124,733,061
〔介護給付〕	1,493	103,687,537	1,535	106,074,248	1,557	105,744,998	1,558	104,825,064
〔予防給付〕	565	19,179,370	574	19,547,063	636	21,486,749	586	19,907,997
福祉用具貸与	12,267	134,784,716	12,150	134,440,881	12,190	134,338,290	12,385	137,317,425
〔介護給付〕	8,968	116,814,016	8,922	116,719,684	8,889	116,219,973	9,092	119,252,423
〔予防給付〕	3,299	17,970,700	3,228	17,721,197	3,301	18,118,317	3,293	18,065,002
短期入所サービス(小計)	1,383	131,492,703	1,398	133,660,152	1,398	134,974,904	1,358	132,773,775
〔介護給付〕	1,359	130,504,591	1,382	133,065,866	1,377	134,384,311	1,340	132,106,150
〔予防給付〕	24	988,112	16	594,286	21	590,593	18	667,625
短期入所生活介護	1,285	123,038,758	1,292	124,841,016	1,287	126,443,865	1,242	121,780,353
〔介護給付〕	1,263	122,164,398	1,277	124,281,461	1,270	125,979,049	1,224	121,112,728
〔予防給付〕	22	874,360	15	559,555	17	464,816	18	667,625
短期入所療養介護	98	8,453,945	106	8,819,136	111	8,531,039	116	10,993,422
〔介護給付-老健〕	96	8,340,193	105	8,784,405	107	8,405,262	116	10,993,422
〔介護給付-病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0
〔予防給付-老健〕	2	113,752	1	34,731	4	125,777	0	0
〔予防給付-病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	7,380	57,068,612	7,543	58,944,159	7,676	59,530,673	7,722	59,813,641
〔介護給付〕	6,807	52,936,239	6,960	54,712,530	7,071	55,148,537	7,131	55,492,683
〔予防給付〕	573	4,132,373	583	4,231,629	605	4,382,136	591	4,320,958
特定施設入居者生活介護	640	111,356,317	661	111,095,669	662	116,393,445	672	112,918,348
〔介護給付〕	538	103,872,075	559	103,727,070	559	108,785,801	559	105,020,075
〔予防給付〕	102	7,484,242	102	7,368,599	103	7,607,644	113	7,898,273
福祉用具購入	180	5,892,255	155	5,089,442	161	4,875,826	172	5,305,388
〔介護給付〕	131	4,620,985	110	3,796,870	112	3,710,812	112	3,508,448
〔予防給付〕	49	1,271,270	45	1,292,572	49	1,165,014	60	1,796,940
住宅改修費	174	14,857,649	136	11,084,052	145	11,656,844	144	10,608,783
〔介護給付〕	98	7,998,502	82	6,870,700	81	6,372,536	80	5,763,527
〔予防給付〕	76	6,859,147	54	4,213,352	64	5,284,308	64	4,845,256
介護予防支援・居宅介護支援	15,817	197,280,459	16,027	201,235,459	15,980	199,075,873	16,117	201,547,989
〔居宅介護支援〕	11,963	179,143,329	12,144	182,919,985	12,014	180,448,962	12,176	183,016,861
〔介護予防支援〕	3,854	18,137,130	3,883	18,315,474	3,966	18,626,911	3,941	18,531,128
地域密着型(介護予防)サービス	3,467	400,463,080	3,435	397,490,285	3,516	407,833,022	3,521	401,625,000
〔介護給付〕	3,433	398,501,386	3,405	395,704,446	3,487	406,036,365	3,489	399,634,670
〔予防給付〕	34	1,961,700	30	1,785,839	29	1,796,657	32	1,990,330
定期巡回・随時対応訪問介護看護	143	24,460,882	143	23,988,287	143	24,470,181	149	25,420,199
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	238	25,386,827	241	26,123,163	234	25,904,228	240	24,976,355
〔介護給付〕	237	25,323,316	240	26,069,442	233	25,832,124	239	24,913,262
〔予防給付〕	1	63,511	1	53,721	1	72,104	1	63,093
小規模多機能型居宅介護	332	60,075,433	313	59,354,097	305	56,837,781	337	62,804,888
〔介護給付〕	299	58,177,244	284	57,621,979	277	55,113,228	306	60,877,651
〔予防給付〕	33	1,898,189	29	1,732,118	28	1,724,553	31	1,927,237
認知症対応型共同生活介護	433	112,451,261	444	109,892,241	452	114,072,210	437	109,608,604
〔介護給付〕	433	112,451,261	444	109,892,241	452	114,072,210	437	109,608,604
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	47	9,046,788	43	8,079,496	44	8,617,099	49	9,389,837
地域密着型介護老人福祉施設	70	19,484,558	72	19,643,426	73	20,152,188	70	18,789,910
複合型サービス	55	15,802,235	56	16,689,820	58	17,377,380	56	16,579,578
地域密着型通所介護	2,149	133,755,096	2,123	133,719,755	2,207	140,401,955	2,183	134,055,629
施設サービス	2,868	781,219,009	2,907	769,859,741	2,914	793,694,052	2,888	762,782,394
介護老人福祉施設	1,740	457,108,143	1,768	450,019,439	1,754	462,169,679	1,749	446,300,502
介護老人保健施設	1,111	316,614,731	1,119	312,651,193	1,139	323,689,991	1,118	308,596,966
介護療養型医療施設	17	6,368,311	17	6,125,163	17	6,423,375	17	6,162,546
介護医療院	3	1,127,824	3	1,063,946	4	1,411,007	4	1,722,380
特定入所者介護(予防)サービス費	2,745	88,886,209	2,814	88,883,737	2,819	91,058,424	2,752	87,465,049
〔介護給付〕	2,735	88,777,909	2,809	88,849,627	2,809	91,019,284	2,744	87,388,549
〔予防給付〕	10	108,300	5	34,110	10	39,140	8	76,500
計	65,394	3,103,896,327	65,844	3,096,451,908	66,231	3,171,606,542	66,518	3,092,622,813
〔介護給付〕	56,096	3,005,730,639	56,626	3,001,107,301	56,734	3,071,795,632	57,089	2,994,281,219
〔予防給付〕	9,298	98,165,688	9,218	95,344,607	9,497	99,810,910	9,429	98,341,594
高額介護(予防)サービス費	6,685	85,151,896	6,346	73,868,332	6,671	86,985,307	6,665	83,395,418
高額医療合算介護(予防)サービス費	3	47,373	9	217,796	1,260	47,379,146	902	30,925,252
審査支払手数料	61,949	3,345,246	62,411	3,370,194	62,778	3,390,012	63,136	3,409,344
合計	134,031	3,192,440,842	134,610	3,173,908,230	136,940	3,309,361,007	137,221	3,210,352,827

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,013	1,723,559,557	41,039	1,654,787,784	41,642	1,657,268,227	42,057	1,751,808,736
(介護給付)	36,417	1,646,627,146	35,581	1,581,166,126	36,151	1,582,003,263	36,511	1,673,219,300
(予防給付)	5,596	76,932,411	5,458	73,621,658	5,491	75,264,964	5,546	78,590,436
訪問通所サービス	31,889	1,401,494,815	31,010	1,337,420,693	31,407	1,338,634,131	31,781	1,413,562,014
(介護給付)	27,043	1,337,574,488	26,308	1,277,276,451	26,689	1,277,111,260	26,996	1,349,620,872
(予防給付)	4,846	63,920,327	4,702	60,144,242	4,718	61,522,871	4,785	63,935,142
訪問介護	7,104	581,917,815	6,956	555,861,675	7,034	561,491,702	7,068	586,863,349
(介護給付)	7,104	581,917,815	6,956	555,861,675	7,034	561,491,702	7,068	586,863,349
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	296	17,666,820	297	17,591,635	297	17,778,242	298	17,926,601
(介護給付)	295	17,648,871	296	17,546,760	296	17,760,293	297	17,889,825
(予防給付)	1	17,949	1	44,875	1	17,949	1	36,776
訪問看護	3,492	133,436,625	3,465	126,186,559	3,512	125,694,083	3,580	135,752,293
(介護給付)	2,947	117,250,808	2,940	111,760,587	2,962	110,808,744	3,014	119,636,566
(予防給付)	545	16,185,817	525	14,425,972	550	14,885,339	566	16,115,727
訪問リハビリテーション	1,265	42,231,942	1,133	38,109,391	1,138	38,100,017	1,150	41,159,460
(介護給付)	1,048	35,420,722	934	32,022,388	939	31,751,919	940	34,089,534
(予防給付)	217	6,811,220	199	6,087,003	199	6,348,098	210	7,069,926
通所介護	4,888	355,573,997	4,703	335,135,570	4,798	332,087,734	4,859	357,536,490
(介護給付)	4,880	355,363,311	4,711	335,441,282	4,790	331,877,048	4,859	357,536,490
(予防給付)	8	210,686	-8	-305,712	8	210,686	0	0
通所リハビリテーション	2,435	134,287,553	2,175	128,471,158	2,259	125,598,040	2,304	135,474,784
(介護給付)	1,691	111,813,459	1,524	107,000,756	1,608	103,694,305	1,639	113,018,591
(予防給付)	744	22,474,094	651	21,470,402	651	21,903,735	665	22,456,193
福祉用具貸与	12,409	136,380,063	12,281	136,064,705	12,369	137,884,313	12,522	138,849,037
(介護給付)	9,078	118,159,502	8,947	117,643,003	9,060	119,727,249	9,179	120,592,517
(予防給付)	3,331	18,220,561	3,334	18,421,702	3,309	18,157,064	3,343	18,256,520
短期入所サービス(小計)	1,380	138,828,461	1,355	131,475,967	1,368	131,640,593	1,387	141,275,655
(介護給付)	1,354	138,081,714	1,334	130,787,316	1,344	130,948,570	1,358	140,367,900
(予防給付)	26	746,747	21	688,651	24	692,023	29	907,755
短期入所生活介護	1,255	126,781,849	1,247	122,268,762	1,267	122,842,620	1,278	131,691,856
(介護給付)	1,230	126,051,284	1,229	121,648,425	1,243	122,150,597	1,250	130,800,587
(予防給付)	25	730,565	18	620,337	24	692,023	28	891,269
短期入所療養介護	125	12,046,612	108	9,207,205	101	8,797,973	109	9,583,799
(介護給付・老健)	124	12,030,430	105	9,138,891	101	8,797,973	108	9,567,313
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	16,182	3	68,314	0	0	1	16,486
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	8,055	63,591,535	7,955	61,024,044	8,129	62,654,442	8,145	64,516,931
(介護給付)	7,437	59,056,454	7,334	56,678,256	7,500	58,326,875	7,531	60,131,157
(予防給付)	618	4,535,081	621	4,345,788	629	4,327,567	614	4,385,774
特定施設入居者生活介護	689	119,644,746	719	124,867,080	738	124,339,061	744	132,454,136
(介護給付)	583	111,914,490	605	116,424,103	618	115,616,558	626	123,092,371
(予防給付)	106	7,730,256	114	8,442,977	120	8,722,503	118	9,361,765
福祉用具購入	164	5,084,406	144	4,394,005	164	5,204,008	180	5,774,484
(介護給付)	111	3,738,704	105	3,253,158	116	3,791,372	124	4,246,379
(予防給付)	53	1,345,702	39	1,140,847	48	1,412,636	56	1,528,105
住宅改修費	182	14,230,530	133	11,561,331	165	13,080,220	129	10,890,629
(介護給付)	103	7,961,823	79	6,667,815	97	6,880,400	78	5,853,031
(予防給付)	79	6,268,707	54	4,893,516	68	6,199,820	51	5,037,598
介護予防支援・居宅介護支援	16,307	202,790,933	16,046	199,818,025	16,232	201,807,024	16,349	204,898,540
(居宅介護支援)	12,223	183,529,976	12,042	181,074,326	12,197	182,801,654	12,296	185,873,577
(介護予防支援)	4,084	19,260,957	4,004	18,743,699	4,035	19,005,370	4,053	19,024,963
地域密着型(介護予防)サービス	3,481	415,358,361	3,505	416,819,375	3,547	411,713,710	3,611	431,465,594
(介護給付)	3,445	413,141,941	3,465	414,409,528	3,515	409,648,046	3,574	429,086,606
(予防給付)	36	2,216,420	40	2,409,847	32	2,065,664	37	2,378,988
定期巡回・随時対応訪問介護看護	140	24,223,613	144	24,116,977	148	24,820,541	139	25,350,033
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	233	26,601,885	239	25,802,140	237	25,405,095	236	26,136,877
(介護給付)	232	26,529,781	238	25,733,606	236	25,326,914	235	26,064,460
(予防給付)	1	72,104	1	68,534	1	78,181	1	72,417
小規模多機能型居宅介護	326	60,593,205	354	65,439,926	329	64,160,417	349	67,158,115
(介護給付)	291	58,448,889	315	63,098,613	298	62,172,934	313	64,851,544
(予防給付)	35	2,144,316	39	2,341,313	31	1,987,483	36	2,306,571
認知症対応型共同生活介護	441	114,318,239	472	121,074,574	472	118,113,562	456	120,955,758
(介護給付)	441	114,318,239	472	121,074,574	472	118,113,562	456	120,955,758
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	49	9,778,342	46	9,454,988	47	9,208,728	51	10,114,619
地域密着型介護老人福祉施設	73	20,954,367	71	20,078,695	72	19,628,209	73	20,403,001
複合型サービス	51	15,639,940	53	15,478,719	51	15,596,375	54	17,072,623
地域密着型通所介護	2,168	143,248,770	2,126	135,373,356	2,191	134,780,783	2,253	144,274,568
施設サービス	2,879	789,402,630	2,817	780,247,629	2,900	780,438,538	2,908	810,776,145
介護老人福祉施設	1,752	464,162,758	1,716	458,501,019	1,754	453,932,549	1,771	480,118,035
介護老人保健施設	1,106	316,783,486	1,079	313,497,366	1,123	317,654,339	1,116	322,172,251
介護療養型医療施設	17	6,680,868	18	6,475,115	19	7,136,941	17	6,742,070
介護医療院	4	1,775,518	4	1,774,133	4	1,714,709	4	1,743,789
特定入所者介護(予防)サービス費	2,773	90,945,879	2,685	89,219,881	2,778	88,713,947	2,820	93,982,924
(介護給付)	2,763	90,883,635	2,676	89,147,391	2,767	88,657,287	2,809	93,922,448
(予防給付)	10	62,244	9	72,490	11	56,660	11	60,476
計	67,799	3,241,372,296	66,369	3,156,848,030	67,428	3,158,225,674	68,054	3,309,597,052
(介護給付)	57,941	3,135,285,855	56,765	3,055,965,973	57,743	3,054,220,560	58,300	3,202,978,486
(予防給付)	9,858	106,086,441	9,604	100,882,057	9,685	104,005,114	9,754	106,618,566
高額介護(予防)サービス費	7,425	91,140,147	6,890	85,751,806	6,894	90,784,628	6,967	97,444,111
高額医療合算介護(予防)サービス費	1,036	37,525,935	1,289	45,345,979	1,000	3,495,585	61	2,220,441
審査支払手数料	64,362	3,475,548	62,979	3,400,866	63,974	3,454,596	64,605	3,488,670
合計	140,622	3,373,513,926	137,327	3,291,346,681	138,396	3,255,960,483	139,687	3,412,750,274

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	41,885	1,703,855,015	42,296	1,710,278,320	41,680	1,655,669,184	41,763	1,631,306,159
(介護給付)	36,332	1,626,401,117	36,759	1,632,768,318	36,121	1,579,479,590	36,129	1,553,411,208
(予防給付)	5,553	77,453,898	5,537	77,510,002	5,559	76,189,594	5,634	77,894,951
訪問通所サービス	31,603	1,377,996,888	31,868	1,380,583,226	31,359	1,330,856,184	31,580	1,326,007,457
(介護給付)	26,811	1,314,757,401	27,106	1,317,599,122	26,618	1,269,883,478	26,724	1,262,153,708
(予防給付)	4,792	63,239,487	4,762	62,984,104	4,741	60,972,706	4,856	63,853,749
訪問介護	7,033	573,119,697	7,116	583,606,385	6,983	569,497,878	7,003	554,832,065
(介護給付)	7,033	573,119,697	7,116	583,606,385	6,983	569,497,878	7,003	554,832,065
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	300	16,653,964	285	16,631,254	287	16,051,464	272	15,469,361
(介護給付)	299	16,607,982	283	16,615,333	286	16,014,688	271	15,441,772
(予防給付)	1	45,982	2	15,921	1	36,776	1	27,589
訪問看護	3,527	128,198,919	3,522	126,605,131	3,516	126,164,324	3,517	122,333,804
(介護給付)	2,984	112,943,898	2,995	111,796,259	2,966	110,915,830	2,979	108,142,322
(予防給付)	543	15,255,021	527	14,808,872	550	15,248,494	538	14,191,482
訪問リハビリテーション	1,139	38,862,685	1,147	38,703,257	1,098	34,848,163	1,174	37,566,382
(介護給付)	923	32,167,849	929	31,721,127	889	28,355,616	952	30,790,913
(予防給付)	216	6,694,836	218	6,982,130	209	6,492,547	222	6,775,469
通所介護	4,860	347,576,339	4,890	340,301,564	4,750	319,739,577	4,757	323,646,014
(介護給付)	4,862	347,728,227	4,899	340,793,456	4,750	319,858,834	4,757	323,777,933
(予防給付)	(2)	(151,888)	-9	-491,892	0	(119,257)	0	(131,919)
通所リハビリテーション	2,311	134,833,990	2,324	133,874,230	2,195	124,601,835	2,412	132,193,102
(介護給付)	1,645	112,216,097	1,647	110,761,565	1,586	103,822,389	1,686	107,584,059
(予防給付)	666	22,617,893	677	23,112,665	609	20,779,446	726	24,609,043
福祉用具貸与	12,433	138,751,294	12,584	140,861,405	12,530	139,952,943	12,445	139,966,729
(介護給付)	9,065	119,973,651	9,237	122,304,997	9,158	121,418,243	9,076	121,584,644
(予防給付)	3,368	18,777,643	3,347	18,556,408	3,372	18,534,700	3,369	18,382,085
短期入所サービス(小計)	1,375	132,256,965	1,393	132,625,971	1,329	128,976,716	1,251	119,690,848
(介護給付)	1,353	131,607,494	1,372	132,018,193	1,303	127,957,292	1,223	118,712,898
(予防給付)	22	649,471	21	607,778	26	1,019,424	28	977,950
短期入所生活介護	1,267	122,178,535	1,266	121,543,941	1,229	120,745,281	1,136	110,568,138
(介護給付)	1,248	121,617,563	1,246	120,942,746	1,203	119,725,857	1,109	109,624,873
(予防給付)	19	560,972	20	601,195	26	1,019,424	27	943,265
短期入所療養介護	108	10,078,430	127	11,082,030	100	8,231,435	115	9,122,710
(介護給付・老健)	105	9,989,931	126	11,075,447	100	8,231,435	114	9,088,025
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	3	88,499	1	6,583	0	0	1	34,685
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	8,160	64,063,100	8,293	64,768,344	8,250	64,003,950	8,186	63,348,926
(介護給付)	7,540	59,630,821	7,661	60,185,243	7,583	59,416,908	7,557	58,901,981
(予防給付)	620	4,432,279	632	4,583,101	667	4,587,042	629	4,446,945
特定施設入居者生活介護	747	129,538,062	742	132,300,779	742	131,832,334	746	122,258,928
(介護給付)	628	120,405,401	620	122,965,760	617	122,221,912	625	113,642,621
(予防給付)	119	9,132,661	122	9,335,019	125	9,610,422	121	8,616,307
福祉用具購入	151	4,557,167	171	5,789,793	120	3,534,257	139	4,266,007
(介護給付)	103	3,208,328	111	3,930,081	77	2,460,818	85	2,838,848
(予防給付)	48	1,348,839	60	1,859,712	43	1,073,439	54	1,427,159
住宅改修費	141	11,976,144	176	12,727,527	149	13,405,461	174	10,730,292
(介護給付)	76	6,502,091	101	7,282,814	86	7,069,228	77	5,631,369
(予防給付)	65	5,474,053	75	5,444,713	63	6,336,233	57	5,098,923
介護予防支援・居宅介護支援	16,230	201,843,400	16,531	206,019,595	16,151	201,419,940	16,278	202,077,925
(居宅介護支援)	12,142	182,595,632	12,455	186,877,801	12,110	182,444,949	12,132	182,591,223
(介護予防支援)	4,088	19,247,768	4,076	19,141,794	4,041	18,969,991	4,146	19,486,702
地域密着型(介護予防)サービス	3,554	418,913,840	3,588	418,549,947	3,544	412,960,732	3,545	413,093,823
(介護給付)	3,521	416,739,683	3,555	416,501,023	3,509	410,750,628	3,513	410,961,060
(予防給付)	33	2,174,157	33	2,048,924	35	2,210,104	32	2,132,763
定期巡回・随時対応訪問介護看護	145	27,216,976	147	27,378,206	146	26,389,402	137	24,941,943
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	238	25,885,748	234	26,016,311	224	22,867,174	229	24,489,500
(介護給付)	237	25,822,379	233	25,980,098	224	22,867,174	229	24,489,500
(予防給付)	1	63,369	1	36,213	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	322	61,943,976	321	60,753,243	330	62,089,329	328	64,883,477
(介護給付)	290	59,833,188	289	58,740,532	295	59,879,225	296	62,750,714
(予防給付)	32	2,110,788	32	2,012,711	35	2,210,104	32	2,132,763
認知症対応型共同生活介護	466	119,447,937	488	128,349,421	479	126,341,791	484	119,238,024
(介護給付)	466	119,447,937	488	128,349,421	479	126,341,791	484	119,238,024
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	46	9,495,618	47	9,445,766	46	9,232,653	42	8,042,297
地域密着型介護老人福祉施設	71	19,827,330	73	20,633,169	72	20,542,043	73	19,443,036
複合型サービス	49	15,393,205	53	16,276,391	55	17,364,885	53	15,619,000
地域密着型通所介護	2,217	139,703,050	2,225	129,697,440	2,192	128,133,455	2,199	136,436,546
施設サービス	2,872	779,030,394	2,922	821,097,002	2,935	821,006,126	3,012	787,526,837
介護老人福祉施設	1,773	462,608,939	1,758	462,438,733	1,801	485,147,501	1,864	468,806,485
介護老人保健施設	1,074	306,963,089	1,138	329,334,795	1,110	326,229,693	1,121	309,358,034
介護療養型医療施設	21	7,767,899	18	6,831,013	17	6,698,615	20	6,976,060
介護医療院	4	1,690,467	8	2,492,461	7	2,930,317	7	2,386,258
特定入所者介護(予防)サービス費	2,791	90,709,133	2,886	94,787,987	2,818	93,828,913	2,829	89,441,269
(介護給付)	2,781	90,651,575	2,876	94,721,656	2,804	93,694,071	2,814	89,317,866
(予防給付)	10	57,558	10	66,331	14	134,842	15	123,403
計	67,624	3,210,885,093	68,570	3,269,250,171	67,397	3,201,819,613	67,700	3,138,442,312
(介護給付)	57,827	3,105,128,820	58,779	3,163,178,695	57,642	3,096,905,410	57,762	3,032,278,411
(予防給付)	9,797	105,756,273	9,791	106,071,476	9,755	104,914,203	9,938	106,163,901
高額介護(予防)サービス費	6,763	86,165,609	7,029	95,411,990	7,254	92,067,435	7,594	93,206,484
高額医療合算介護(予防)サービス費	22	530,839	26	868,227	26	458,105	11	350,253
審査支払手数料	64,214	3,467,556	64,991	3,509,514	64,003	3,456,162	64,271	3,470,634
合計	138,623	3,301,049,097	140,616	3,369,039,902	138,680	3,297,801,315	139,576	3,235,469,683

	令和元年度合計 A		平成30年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	496,508	20,013,340,551	476,451	19,174,813,538	104.2%	104.4%
(介護給付)	430,955	19,116,351,116	418,394	18,404,728,970	103.0%	103.9%
(予防給付)	65,553	896,989,435	58,057	770,084,568	112.9%	116.5%
訪問通所サービス	376,137	16,211,340,579	363,232	15,633,994,193	103.6%	103.7%
(介護給付)	319,607	15,477,502,900	313,002	14,997,763,459	102.1%	103.2%
(予防給付)	56,530	733,837,679	50,230	636,230,734	112.5%	115.3%
訪問介護	84,233	6,782,751,042	84,609	6,590,642,607	99.6%	102.9%
(介護給付)	84,233	6,782,751,042	84,594	6,590,405,967	99.6%	102.9%
(予防給付)	0	0	15	236,640	0.0%	0.0%
訪問入浴介護	3,475	201,755,796	3,591	211,482,991	96.8%	95.4%
(介護給付)	3,463	201,440,180	3,576	211,094,145	96.8%	95.4%
(予防給付)	12	315,616	15	388,846	80.0%	81.2%
訪問看護	41,598	1,518,342,712	39,089	1,436,654,145	106.4%	105.7%
(介護給付)	35,131	1,398,428,121	33,354	1,275,166,276	105.3%	105.0%
(予防給付)	6,467	179,914,591	5,735	161,487,869	112.8%	111.4%
訪問リハビリテーション	13,597	455,532,877	12,628	415,983,655	107.7%	109.5%
(介護給付)	11,188	379,539,927	10,596	353,147,945	105.6%	107.5%
(予防給付)	2,409	75,992,950	2,032	62,835,710	118.6%	120.9%
通所介護	57,750	4,053,578,633	57,595	3,941,269,775	100.3%	102.8%
(介護給付)	57,752	4,054,690,660	57,576	3,941,525,408	100.3%	102.9%
(予防給付)	-2	-1,112,027	19	-255,633	-10.5%	435.0%
通所リハビリテーション	26,919	1,549,787,718	24,308	1,454,858,902	110.7%	106.5%
(介護給付)	19,169	1,290,243,068	18,147	1,244,435,916	105.6%	103.7%
(予防給付)	7,750	259,544,650	6,161	210,422,986	125.8%	123.3%
福祉用具貸与	148,565	1,649,591,801	141,412	1,583,102,118	105.1%	104.2%
(介護給付)	108,671	1,430,409,902	105,159	1,381,987,802	103.3%	103.5%
(予防給付)	39,894	219,181,899	36,253	201,114,316	110.0%	109.0%
短期入所サービス(小計)	16,375	1,589,672,710	16,656	1,580,859,076	98.3%	100.6%
(介護給付)	16,099	1,580,542,295	16,405	1,573,193,837	98.1%	100.5%
(予防給付)	276	9,130,415	251	7,665,239	110.0%	119.1%
短期入所生活介護	15,051	1,474,724,974	15,268	1,468,810,266	98.6%	100.4%
(介護給付)	14,792	1,466,099,568	15,029	1,461,614,676	98.4%	100.3%
(予防給付)	259	8,625,406	239	7,195,590	108.4%	119.9%
短期入所療養介護	1,324	114,947,736	1,388	112,048,810	95.4%	102.6%
(介護給付・老健)	1,307	114,442,727	1,376	111,579,161	95.0%	102.6%
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
(予防給付・老健)	17	505,009	12	469,649	141.7%	107.5%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	95,494	743,328,357	89,044	682,764,126	107.2%	108.9%
(介護給付)	88,112	690,617,684	82,608	636,424,438	106.7%	108.5%
(予防給付)	7,382	52,710,673	6,436	46,339,688	114.7%	113.7%
特定施設入居者生活介護	8,502	1,468,998,905	7,519	1,277,196,143	113.1%	115.0%
(介護給付)	7,137	1,367,688,237	6,379	1,197,347,236	111.9%	114.2%
(予防給付)	1,365	101,310,668	1,140	79,848,907	119.7%	126.9%
福祉用具購入	1,901	59,767,038	1,796	55,124,774	105.8%	108.4%
(介護給付)	1,297	43,106,603	1,249	40,346,041	103.8%	106.8%
(予防給付)	604	16,660,435	547	14,778,733	110.4%	112.7%
住宅改修費	1,808	146,809,462	1,650	131,768,712	109.6%	111.4%
(介護給付)	1,038	80,853,836	958	76,636,136	108.4%	105.5%
(予防給付)	770	65,955,626	692	55,132,576	111.3%	119.6%
介護予防支援・居宅介護支援	194,065	2,419,810,162	186,887	2,336,902,684	103.8%	103.5%
(居宅介護支援)	145,894	2,193,318,275	143,392	2,132,497,077	101.7%	102.9%
(介護予防支援)	48,171	226,491,887	43,495	204,405,607	110.8%	110.8%
地域密着型(介護予防)サービス	42,314	4,946,286,769	40,973	4,688,691,947	103.3%	105.5%
(介護給付)	41,911	4,921,115,376	40,622	4,664,932,210	103.2%	105.5%
(予防給付)	403	25,171,393	351	23,759,737	114.8%	105.9%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,724	302,777,240	1,551	264,147,619	111.2%	114.6%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,823	305,595,303	2,853	309,316,120	98.9%	98.8%
(介護給付)	2,813	304,952,056	2,836	308,074,326	99.1%	99.0%
(予防給付)	10	643,247	15	1,241,794	-	-
小規模多機能型居宅介護	3,946	746,093,897	3,480	629,570,758	113.4%	118.5%
(介護給付)	3,553	721,565,741	3,160	610,661,010	112.4%	118.2%
(予防給付)	393	24,528,146	320	18,909,748	122.8%	129.7%
認知症対応型共同生活介護	5,524	1,413,863,622	5,416	1,358,317,325	102.0%	104.1%
(介護給付)	5,524	1,413,863,622	5,400	1,354,709,130	102.3%	104.4%
(予防給付)	0	0	16	3,608,195	-	-
地域密着型特定施設	557	109,906,231	557	111,077,816	100.0%	98.9%
地域密着型介護老人福祉施設	863	239,579,932	874	244,156,013	98.7%	98.1%
複合型サービス	644	194,890,151	659	189,709,197	-	-
地域密着型通所介護	26,233	1,633,580,403	25,583	1,582,397,099	-	-
施設サービス	34,825	9,477,080,497	34,591	9,134,898,005	100.7%	103.7%
介護老人福祉施設	21,200	5,571,313,778	21,039	5,383,451,172	100.8%	103.5%
介護老人保健施設	13,354	3,803,545,934	13,255	3,648,513,309	100.7%	104.2%
介護療養型医療施設	215	80,387,976	285	98,667,889	75.4%	81.5%
介護医療院	56	21,832,809	-	-	-	-
特定入所者介護(予防)サービス費	33,510	1,087,923,352	32,794	1,035,497,306	102.2%	105.1%
(介護給付)	33,387	1,087,031,298	32,706	1,034,947,456	102.1%	105.0%
(予防給付)	123	892,054	88	549,850	139.8%	162.2%
計	804,931	38,151,017,831	775,142	36,557,696,966	103.8%	104.4%
(介護給付)	689,307	36,918,857,001	671,912	35,488,985,895	102.6%	104.0%
(予防給付)	115,624	1,232,160,830	103,230	1,068,711,071	112.0%	115.3%
高額介護(予防)サービス費	82,983	1,061,373,163	83,715	960,029,639	99.1%	110.6%
高額医療合算介護(予防)サービス費	4,745	169,364,931	2,757	87,768,292	172.1%	193.0%
審査支払手数料	763,673	41,238,342	734,439	39,659,706	104.0%	104.0%
合計	1,656,332	39,422,994,267	1,596,053	37,645,154,603	103.8%	104.7%

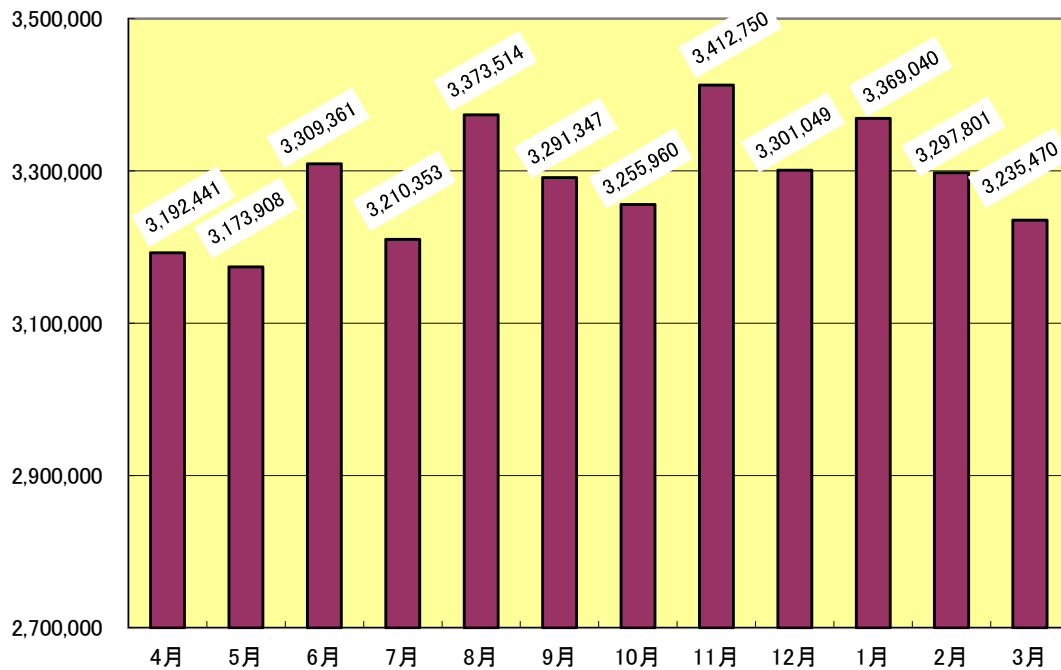
	平成29年度合計		平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265
（介護給付）	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685
（予防給付）	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580
訪問通所サービス	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444
（介護給付）	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577
（予防給付）	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867
訪問介護	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329
（介護給付）	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744
（予防給付）	19,658	383,800,824	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585
訪問入浴介護	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924
（介護給付）	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460
（予防給付）	23	595,319	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464
訪問看護	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258
（介護給付）	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085
（予防給付）	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173
訪問リハビリテーション	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057
（介護給付）	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193
（予防給付）	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864
通所介護	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,852,558	88,592	5,286,043,251
（介護給付）	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246
（予防給付）	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005
通所リハビリテーション	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482
（介護給付）	18,025	1,301,520,600	16,905	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789	15,076	1,156,683,001
（予防給付）	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481
福祉用具貸与	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143
（介護給付）	101,599	1,329,884,851	96,844	1,252,587,849	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,066	80,758	1,057,564,848
（予防給付）	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295
短期入所サービス（小計）	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055
（介護給付）	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240
（予防給付）	266	9,678,962	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815
短期入所生活介護	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660
（介護給付）	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,131	13,444	1,197,941,615
（予防給付）	264	9,423,243	233	7,067,428	273	9,739,237	316	11,819,006	295	10,788,045
短期入所療養介護	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395
（介護給付-老健）	1,432	112,794,365	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625
（介護給付-病院等）	2	255,719	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付-老健）	22	883,763	17	526,862	15	467,634	14	434,591	11	346,770
（予防給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762
（介護給付）	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126
（予防給付）	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636
特定施設入居者生活介護	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004
（介護給付）	6,058	1,141,596,430	5,667	1,067,927,859	5,320	1,014,498,013	5,006	988,663,733	4,802	914,746,742
（予防給付）	1,117	79,982,271	1,046	75,685,953	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262
福祉用具購入	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035
（介護給付）	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646
（予防給付）	598	15,885,417	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389
住宅改修費	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213
（介護給付）	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,528,865	997	90,307,990
（予防給付）	747	63,190,151	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,537,301	798	77,202,223
介護予防支援・居宅介護支援	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687
（居宅介護支援）	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365
（介護予防支援）	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322
地域密着型（介護予防）サービス	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656
（介護給付）	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714
（予防給付）	264	17,013,128	196	12,558,237	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942
定期巡回・随時対応訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	916	148,743,973	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974
認知症対応型通所介護	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390
（介護給付）	2,912	326,463,561	2,862	312,893,191	3,003	311,747,894	2,668	283,387,195	2,724	286,249,373
（予防給付）	15	739,504	19	422,959	14	439,454	0	0	5	128,017
小規模多機能型居宅介護	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	839	163,500,055
（介護給付）	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	953	199,767,622	803	161,456,186
（予防給付）	243	14,973,276	174	10,722,380	119	6,427,173	68	3,714,703	36	2,043,869
認知症対応型共同生活介護	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319
（介護給付）	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,332,263
（予防給付）	6	1,300,348	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056
地域密着型特定施設	490	99,266,802	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104
地域密着型介護老人福祉施設	877	237,729,851	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814
複合型サービス	545	122,295,406	186	41,180,896	26	5,057,680				
地域密着型通所介護	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156						
施設サービス	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040
介護老人福祉施設	19,475	4,889,366,854	18,996	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045
介護老人保健施設	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372
介護療養型医療施設	489	178,262,400	926	349,018,325	1,060	395,784,888	1,228	470,092,640	1,398	529,934,623
特定入所者介護（予防）サービス費	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801
（介護給付）	32,222	989,003,172	31,597	1,029,822,905	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874	33,665	1,053,993,896
（予防給付）	156	857,610	92	609,070	157	1,308,875	220	2,225,300	187	1,87

	平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計		平成21年度合計		平成20年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572	323,460	13,721,418,325	306,356	12,712,199,940
（介護給付）	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,254,590	263,080	12,307,772,616	247,674	11,322,978,556
（予防給付）	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982	60,380	1,413,645,709	58,682	1,389,221,384
訪問通所サービス	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342
（介護給付）	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338	217,878	10,319,339,822	206,749	9,559,552,914
（予防給付）	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438	56,795	1,283,210,775	55,078	1,250,160,428
訪問介護	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562
（介護給付）	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343	66,566	4,229,109,890	65,324	3,948,954,224
（予防給付）	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353	31,925	628,399,017	32,118	632,768,338
訪問入浴介護	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676
（介護給付）	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254	3,332	182,620,755	3,469	181,025,530
（予防給付）	19	851,181	14	452,541	4	148,030	3	49,341	1	81,446
訪問看護	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108
（介護給付）	23,286	928,549,663	22,028	855,568,719	21,293	819,560,106	19,636	752,081,788	18,610	714,810,860
（予防給付）	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133	2,229	56,954,910	2,087	53,008,248
訪問リハビリテーション	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066
（介護給付）	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667	5,099	122,774,643	4,100	86,352,761
（予防給付）	1,028	26,098,989	841	20,517,916	677	16,004,927	471	10,168,038	361	6,948,305
通所介護	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142
（介護給付）	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224	50,677	3,496,787,045	44,965	3,100,093,836	40,582	2,823,659,148
（予防給付）	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946	13,316	475,615,865	12,557	449,643,729	11,454	419,218,994
通所リハビリテーション	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681
（介護給付）	14,839	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082	14,027	1,141,925,233	13,796	1,098,640,838	13,492	1,023,438,805
（予防給付）	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734	2,016	89,582,126	2,216	95,380,076
福祉用具貸与	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107
（介護給付）	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580	70,242	899,047,690	64,484	834,018,272	61,172	781,311,786
（予防給付）	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396	7,594	48,413,614	6,841	42,828,321
短期入所サービス(小計)	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168
（介護給付）	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628	12,062	925,365,333	10,965	793,750,710
（予防給付）	194	5,747,467	216	6,329,762	207	6,221,301	216	7,072,752	283	8,378,458
短期入所生活介護	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051
（介護給付）	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110	10,084	787,069,383	8,900	657,299,188
（予防給付）	167	4,721,731	156	4,030,743	155	4,239,749	161	4,955,770	219	6,228,863
短期入所療養介護	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932	2,129	138,601,177
（介護給付-老健）	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518	1,978	138,295,950	2,065	136,451,522
（介護給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付-老健）	27	1,025,736	60	2,299,019	52	1,981,552	55	2,116,982	64	2,149,595
（予防給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940
（介護給付）	45,795	360,181,800	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545	28,790	244,192,065	25,713	200,598,990
（予防給付）	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660	2,346	18,815,370	2,259	17,696,950
特定施設入居者生活介護	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490
（介護給付）	4,746	906,184,459	4,785	902,209,590	4,736	875,843,079	4,410	818,875,996	4,247	769,615,942
（予防給付）	951	85,686,563	794	77,174,302	820	83,398,583	1,023	104,546,812	1,062	112,985,548
福祉用具購入	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839
（介護給付）	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020	1,588	50,401,731	1,586	47,565,060
（予防給付）	625	17,062,031	617	16,089,366	550	14,641,369	569	15,119,486	505	13,015,779
住宅改修費	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967	1,582	149,808,571	1,518	137,478,021
（介護給付）	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664	1,044	97,388,871	1,008	90,558,000
（予防給付）	784	74,503,646	653	64,035,373	486	45,722,303	538	52,419,646	510	46,920,021
介護予防支援-居宅介護支援	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256
（居宅介護支援）	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730	99,312	1,373,281,775	93,998	1,135,984,973
（介護予防支援）	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751	43,889	197,279,646	41,443	179,916,283
地域密着型(介護予防)サービス	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267
（介護給付）	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081	8,745	1,592,462,238	7,671	1,398,534,314	6,946	1,210,703,843
（予防給付）	39	2,065,952	29	1,908,601	48	2,867,584	31	1,606,329	59	2,131,424
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	3	64,701
認知症対応型通所介護	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815	3,220	316,952,879	3,385	344,478,173
（介護給付）	2,870	295,649,170	3,029	296,447,368	3,076	305,073,896	3,199	316,179,009	3,328	342,814,484
（予防給付）	16	563,444	6	120,629	19	565,919	27	773,870	57	1,663,689
小規模多機能型居宅介護	812	161,366,175	859	174,785,559	787	154,799,650	611	123,008,825	508	100,908,291
（介護給付）	789	159,863,687	836	172,997,587	758	152,497,985	611	123,008,825	508	100,908,291
（予防給付）	23	1,502,508	23	1,787,972	29	2,301,665	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,384	838,223,662	2,766	690,123,258
（介護給付）	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,380	837,391,203	2,764	689,655,523
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	4	832,459	2	467,735
地域密着型特定施設	342	69,405,343	341	67,351,243	306	58,029,403	9	1,307,905	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	528	134,314,579	526	137,015,800	542	140,385,364	478	120,647,372	343	77,260,844
複合型サービス										
地域密着型通所介護										
施設サービス	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319
介護老人福祉施設	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231
介護老人保健施設	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,371	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412
介護療養型医療施設	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676
特定入所者介護(予防)サービス費	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751
（介護給付）	31,266	960,082,474	30,509	897,918,325	29,999	903,652,353	28,616	880,027,183	27,986	847,460,751
（予防給付）	93	599,200	132	603,580	123	762,240	126	860,650	160	1,088,000
計	651,132	29,272,476,632	616,719	28,377,241,228	577,129	27,446,311,169	538,440	26,153,081,347	513,070	24,742,824,393
（介護給付）	503,087	27,416,751,152	488,817	26,391,631,374	467,326	25,313,663,940				



(単位:千円)

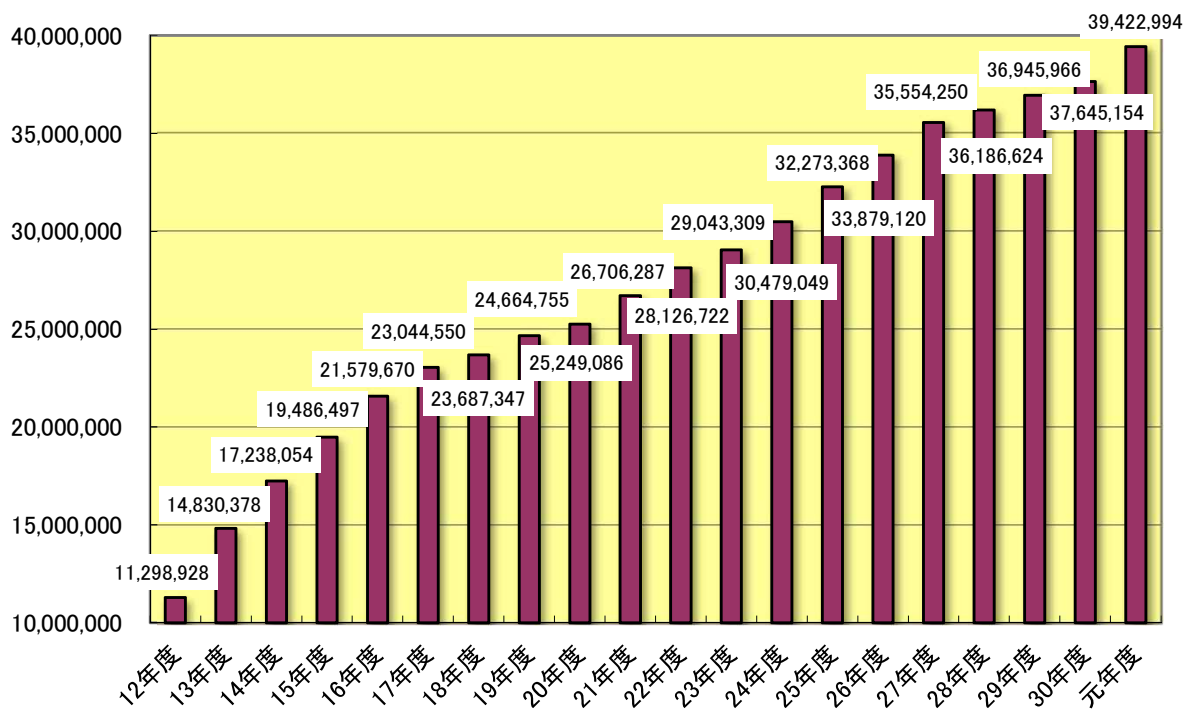
保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



#### 4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在)

(単位:人)

	1割	2割	3割	合計
29年度	25,040	2,254	-	27,294
30年度A	26,068	1,330	953	28,351
元年度B	26,677	1,357	956	28,990
前年度比B/A	102.3%	102.0%	-	102.3%

※平成30年度の制度改正により、新設

#### 5 減免認定状況

##### (1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計	前年度比 B/A
		29年度	第1段階	163	146	9	0	494
	第2段階	251	151	9	6	462	879	
	第3段階	798	421	20	44	1,645	2,928	
	小計	1,212	718	38	50	2,601	4,619	
30年度A	第1段階	172	146	5	0	614	937	115.4%
	第2段階	247	128	5	5	491	876	99.7%
	第3段階	820	467	6	38	1,766	3,097	105.8%
	小計	1,239	741	16	43	2,871	4,910	106.3%
元年度B	第1段階	187	205	7	0	590	989	105.5%
	第2段階	246	138	3	10	488	885	101.0%
	第3段階	886	476	7	35	1,798	3,202	103.4%
	小計	1,319	819	17	45	2,876	5,076	103.4%

##### (2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合計
29年度	0	0	-
30年度	0	3	3
元年度	0	0	-

##### (3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

(単位:件)

	特定標準負担		合計	前年度比 B/A
	29年度	第1段階		
	第2段階	10		
	第3段階	3		
	課税	1		
30年度A	第1段階	0	8	57.1%
	第2段階	6		
	第3段階	2		
	課税	0		
元年度B	第1段階	0	5	62.5%
	第2段階	5		
	第3段階	0		
	課税	0		

	減免 (本人負担 3~10%)	免除 (本人負担 0%)	合計
29年度	12	2	14
30年度	7	1	8
元年度	4	1	5

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

## 6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
29 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	0	18,353	18,353	
		支給額(円)	0	198,258,425	198,258,425	
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,844	36,648	38,492	
		支給額(円)	17,209,053	451,099,347	468,308,400	
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,090	11,920	14,010	
		支給額(円)	15,702,103	81,843,022	97,545,125	
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	4,324	5,669	9,993	
		支給額(円)	47,858,812	87,876,159	135,734,971	
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	8,258	72,590	80,848		
	支給額(円)	80,769,968	819,076,953	899,846,921		
30 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	28	18,976	19,004	103.5%
		支給額(円)	471,597	192,604,689	193,076,286	97.4%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,466	34,752	36,218	94.1%
		支給額(円)	15,198,240	431,277,666	446,475,906	95.3%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	1,698	12,038	13,736	98.0%
		支給額(円)	14,289,645	85,145,833	99,435,478	101.9%
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	3,365	4,621	7,986	79.9%
		支給額(円)	39,391,266	90,428,569	129,819,835	95.6%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	6,557	70,387	76,944	95.2%	
	支給額(円)	69,350,748	799,456,757	868,807,505	96.6%	
元 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1	20,774	20,775	109.3%
		支給額(円)	5,486	223,874,446	223,879,932	116.0%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,806	39,036	40,842	112.8%
		支給額(円)	19,164,171	498,674,007	517,838,178	116.0%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,318	13,742	16,060	116.9%
		支給額(円)	21,039,833	102,650,034	123,689,867	124.4%
	第4段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	3,759	5,580	9,339	116.9%
		支給額(円)	46,135,637	143,736,852	189,872,489	146.3%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	7,884	79,132	87,016	113.1%	
	支給額(円)	86,345,127	968,935,339	1,055,280,466	121.5%	

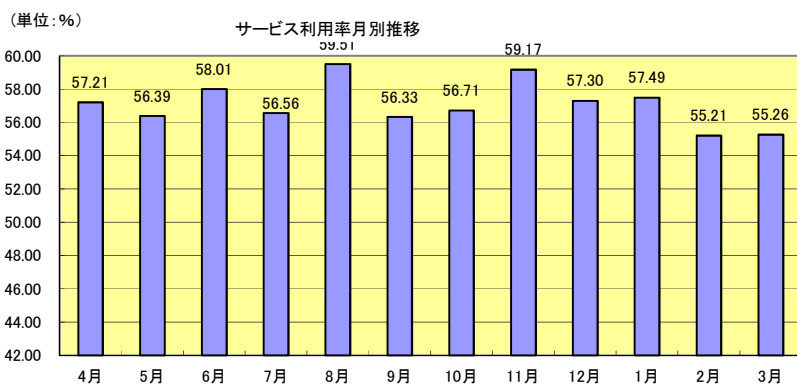
## 7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
29 年度	件数(件)	149	5,887	0	6,036	189.3%
	支給額(円)	6,403,392	194,751,474	0	201,154,866	196.5%
30 年度	件数(件)	138	2,654	0	2,792	46.3%
	支給額(円)	5,382,988	82,747,190	0	88,130,178	43.8%
元 年度	件数(件)	124	4,621	0	4,745	169.9%
	支給額(円)	4,911,212	164,453,719	0	169,364,931	192.2%

## 8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	1,493	2,704,114	36.20	1,534	2,682,051	34.95	1,527	2,820,422	36.92
要支援2	10,473	2,491	6,538,305	25.06	2,537	6,561,168	24.69	2,557	6,824,511	25.48
要介護1	16,692	3,782	31,859,849	50.47	3,825	31,636,349	49.55	3,786	32,151,430	50.88
要介護2	19,616	3,977	45,442,188	58.25	4,019	45,157,721	57.28	3,968	46,544,589	59.80
要介護3	26,931	2,333	38,114,042	60.66	2,387	39,021,335	60.70	2,383	39,346,880	61.31
要介護4	30,806	1,699	34,349,875	65.63	1,746	34,956,659	64.99	1,754	36,831,982	68.16
要介護5	36,065	1,222	32,040,649	72.70	1,272	32,191,101	70.17	1,242	31,823,617	71.05
計(平均)	-	16,997	191,049,022	57.21	17,320	192,206,384	56.39	17,217	196,343,431	58.01

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	1,549	2,788,056	35.98	1,553	3,005,921	38.69	1,602	2,894,782	36.12
要支援2	10,473	2,628	6,641,589	24.13	2,624	7,120,791	25.91	2,678	6,815,613	24.30
要介護1	16,692	3,776	31,208,478	49.51	3,818	33,637,007	52.78	3,926	32,235,722	49.19
要介護2	19,616	3,985	45,368,422	58.04	4,018	48,056,578	60.97	4,066	46,387,338	58.16
要介護3	26,931	2,383	38,745,410	60.37	2,384	40,588,907	63.22	2,421	39,048,104	59.89
要介護4	30,806	1,776	35,145,572	64.24	1,754	35,818,484	66.29	1,757	34,857,017	64.40
要介護5	36,065	1,239	32,439,076	72.60	1,255	34,881,846	77.07	1,283	33,209,575	71.77
計(平均)	-	17,336	192,336,603	56.56	17,406	203,109,534	59.51	17,733	195,448,151	56.33



\* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

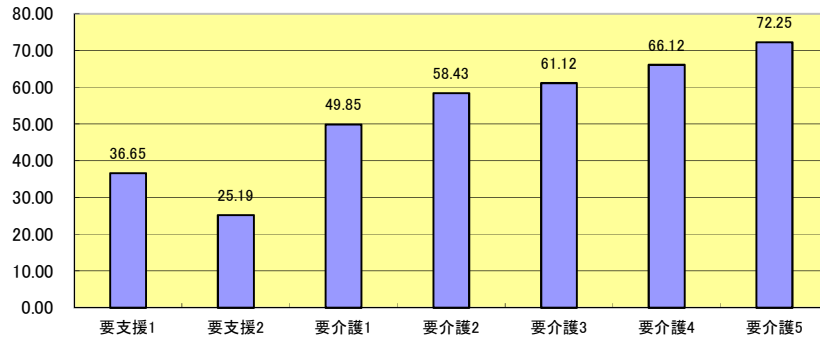
	支給限度額 (単位)	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,594	2,952,263	36.81	1,620	3,074,840	37.72	1,606	2,908,132	35.99	1,604	2,884,387	35.74
要支援2	10,531	2,640	6,952,406	25.01	2,673	7,173,987	25.49	2,674	7,279,134	25.85	2,718	7,284,633	25.45
要介護1	16,765	3,857	31,499,465	48.71	3,883	33,774,479	51.88	3,917	32,644,633	49.71	3,919	32,727,987	49.81
要介護2	19,705	4,086	46,438,092	57.68	4,113	49,152,903	60.65	4,146	47,397,262	58.02	4,131	47,346,099	58.16
要介護3	27,048	2,383	39,295,985	60.97	2,426	41,209,879	62.80	2,413	40,349,232	61.82	2,431	40,596,974	61.74
要介護4	30,938	1,719	35,250,217	66.28	1,735	37,338,775	69.56	1,756	35,923,423	66.12	1,761	36,753,751	67.46
要介護5	36,217	1,296	33,572,021	71.53	1,295	34,564,091	73.70	1,312	34,460,250	72.52	1,310	34,482,728	72.68
計(平均)	-	17,575	195,960,449	56.71	17,745	206,288,954	59.17	17,824	200,962,066	57.30	17,874	202,076,559	57.49

	支給限度額 (単位)	2月			3月			年平均		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,591	2,867,960	35.82	1,560	2,940,250	37.46	1,569	2,876,932	36.65
要支援2	10,531	2,745	7,139,765	24.70	2,733	7,295,659	25.35	2,642	6,968,963	25.19
要介護1	16,765	3,957	31,235,448	47.08	3,869	30,826,011	47.52	3,860	32,119,738	49.85
要介護2	19,705	4,168	46,069,043	56.09	4,132	46,057,768	56.57	4,067	46,618,167	58.43
要介護3	27,048	2,448	39,282,338	59.33	2,416	38,621,725	59.10	2,401	39,518,401	61.12
要介護4	30,938	1,783	35,809,757	64.92	1,767	34,924,330	63.89	1,751	35,663,320	66.12
要介護5	36,217	1,321	33,363,883	69.74	1,292	32,592,018	69.65	1,278	33,301,738	72.25
計(平均)	-	18,013	195,768,194	55.21	17,769	193,257,761	55.26	17,567	197,067,259	57.22

年間累計	
利用者数	単位数
18,833	34,523,178
31,698	83,627,561
46,315	385,436,858
48,809	559,418,003
28,808	474,220,811
21,007	427,959,842
15,339	399,620,855
210,809	2,364,807,108

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



## 9 一般施策

### (1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	29年度	30年度	元年度
支給件数	23	31	19
支給額(円)	726,173	1,219,720	883,486

### (2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置  
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

# VI 地域支援事業 1





# 1 総合事業

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

令和元年度月別支給額(総合事業費)

\* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,044	144,339,150	9,141	146,225,916	9,086	146,483,590	9,138	147,453,568
訪問型サービス事業	3,055	55,170,105	3,143	56,297,718	3,100	55,658,826	3,099	55,645,371
通所型サービス事業	3,003	75,131,287	3,027	75,956,440	3,041	76,966,092	3,082	77,871,722
介護予防ケアマネジメント事業	2,986	14,037,758	2,971	13,971,758	2,945	13,858,672	2,957	13,936,475
高額介護予防サービス費等相当事業	55	136,876	64	197,232	124	709,696	110	767,200
高額介護(予防)サービス費	55	136,876	64	197,232	77	133,426	58	130,961
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	47	576,270	52	636,239
審査支払手数料	9,035	487,890	9,132	493,128	9,074	489,996	9,128	492,912
合計	18,134	144,963,916	18,337	146,916,276	18,284	147,683,282	18,376	148,713,680

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,154	148,086,206	9,192	145,467,346	9,132	147,322,617	9,041	147,866,468
訪問型サービス事業	3,143	56,226,739	3,238	55,248,648	3,107	55,928,858	3,036	56,391,134
通所型サービス事業	3,075	77,999,693	3,019	76,450,615	3,067	77,507,103	3,038	77,457,090
介護予防ケアマネジメント事業	2,936	13,859,774	2,935	13,768,083	2,958	13,886,656	2,967	14,018,244
高額介護予防サービス費等相当事業	9,226	952,979	9,110	1,134,104	9,179	616,959	9,096	853,524
高額介護(予防)サービス費	52	129,637	56	156,474	54	120,000	53	196,167
高額医療合算介護(予防)サービス費	28	329,458	33	490,496	1	4,263	9	169,521
審査支払手数料	9,146	493,884	9,021	487,134	9,124	492,696	9,034	487,836
小計	27,526	149,533,069	27,323	147,088,584	27,435	148,432,272	27,171	149,207,828

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,140	148,890,888	9,033	148,473,776	8,992	147,582,316	9,090	146,734,267
訪問型サービス事業	3,085	56,852,989	3,018	56,190,846	3,029	56,022,575	3,142	54,703,059
通所型サービス事業	3,096	78,072,413	3,078	78,460,526	3,059	77,713,010	3,085	78,524,379
介護予防ケアマネジメント事業	2,959	13,965,486	2,937	13,822,404	2,904	13,846,731	2,863	13,506,829
高額介護予防サービス費等相当事業	9,197	666,109	9,027	640,886	9,042	614,554	8,983	646,110
高額介護(予防)サービス費	62	141,506	0	151,529	55	128,662	64	164,484
高額医療合算介護(予防)サービス費	2	31,421	1	1,953	1	648	0	0
審査支払手数料	9,133	493,182	9,026	487,404	8,986	485,244	8,919	481,626
合計	27,470	150,050,179	27,086	149,602,066	27,020	148,682,114	26,992	147,862,003

	令和元年度合計 A		平成30年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	108,856	1,764,762,608	107,931	1,726,513,291	100.9%	102.2%
訪問型サービス事業	36,868	670,173,368	36,857	675,817,831	100.0%	99.2%
通所型サービス事業	36,670	928,110,370	34,954	880,202,269	104.9%	105.4%
介護予防ケアマネジメント事業	35,318	166,478,870	36,120	170,493,191	97.8%	97.6%
高額介護予防サービス費等相当事業	824	4,027,223	714	1,559,442	115.4%	258.2%
高額介護(予防)サービス費	650	1,786,954	677	1,327,770	96.0%	134.6%
高額医療合算介護(予防)サービス費	174	2,240,269	37	231,672	0.0%	0.0%
審査支払手数料	108,758	5,872,932	107,836	5,823,144	100.9%	100.9%
小計	218,438	1,774,662,763	216,481	1,733,895,877	100.9%	102.4%

通所型サービス昨年度記載34954件 880,202,269円

介護予防ケアマネジメント昨年度記載36120件 170,493,191円

過誤申立により補正

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和元年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	平均年齢	最高(最少)	年 代							
				10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	23	62.9歳	83歳(38歳)	0	0	1	4	2	6	9	1
女	80	58.9歳	85歳(24歳)	0	1	9	12	20	23	14	1
計	103	60.9歳	84歳(31歳)	0	1	10	16	22	29	23	2

## 2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

### (1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	29年度	30年度	元年度
支給件数	47	66	80
支給額(円)	94,000	132,000	160,000

### (2) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 (令和2年3月31日現在) 14人

イ 派遣先 (令和2年3月31日現在)

介護老人福祉施設 21施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 26施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
29年度	26,755	10,382	16,315	46	1	11	11人	44箇所
30年度	26,075	12,417	13,367	281	5	5	11人	52箇所
元年度	25,404	11,495	13,532	373	4	0	14人	52箇所

※元年度の3月は、コロナ禍により訪問活動中止

### (3) 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	29年度	30年度	元年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。(年1回)	通知件数	21,359	22,046	22,776
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	188	342	284
		指導件数	93	228	125
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。 (点検項目:初回加算、居宅療養管理指導)	点検件数	30	54	14
		過誤件数	27	48	13
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。 (点検項目:福祉用具貸与)	点検件数	28	11	5
		過誤件数	18	9	5
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。 (点検項目:例外給付、認知症加算)	点検件数	113	138	129
		過誤件数	113	94	87



## VII 地域支援事業 2



# 1 介護予防事業

## 一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

### ① いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。  
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

#### ア 申込者数

##### (ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,957	43.5%
女	5,149	56.5%
合計	9,106	100.0%

※平成16年からの申込者総数9,106人(死亡・転出を含む)

##### (イ) 年度別申込者数

(単位: 人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	累計
男	98	149	176	181	168	102	76	127	90	1,077
女	156	170	191	216	278	145	147	197	137	1,500
合計	254	319	367	397	446	247	223	324	227	2,577

##### (ウ) 月別内訳(令和元年度)

(単位: 人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	4	2	29	8	4	15	15	1	3	5	4	0	90
女	5	1	31	11	6	19	11	19	6	12	14	2	137
合計	9	3	60	19	10	34	26	20	9	17	18	2	227

##### (エ) 年代別内訳

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	189	360	420	5.6%
80~89歳	1,490	2,091	3,323	44.6%
70~79歳	1,207	1,792	3,187	42.7%
65~69歳	140	189	398	5.3%
合計	3,026	4,432	7,458	98.3%
構成比	40.6%	59.4%	100.0%	-

#### イ 達成者数

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
100万歩達成者	115	170	285	7.1%
(記念品: 帽子)	922	965	1,887	47.0%
	824	859	1,683	41.9%
	91	68	159	4.0%
合計	1,952	2,062	4,014	100.0%
構成比	48.6%	51.4%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
200万歩達成者	100	129	229	6.7%
(記念品: ウインドブレーカー)	786	769	1,555	45.5%
	742	731	1,473	43.1%
	92	68	160	4.7%
合計	1,720	1,697	3,417	100.0%
構成比	50.3%	49.7%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
500万歩達成者	63	75	138	5.8%
(記念品: ウェストポーチ)	582	481	1,063	44.7%
	589	506	1,095	46.0%
	61	23	84	3.5%
合計	1,295	1,085	2,380	100.0%
構成比	54.4%	45.6%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
1000万歩達成者	50	46	96	5.6%
(記念品: リュックサック)	472	337	809	46.9%
	451	347	798	46.3%
	21	1	22	1.3%
合計	994	731	1,725	100.0%
構成比	57.6%	42.4%	100.0%	-

(年齢は令和元年度末時点。なお死亡、転出者は除く)

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、調理実習等）を実施する。

（単位：回数（回）、人数（人））

		29年度	30年度	元年度
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）	開催回数	16	25	27
	延参加者数	315	592	435
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	18	18
		延参加者数	281	270
	出前講座	開催回数	64	60
		延参加者数	1,422	1,256

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		29年度	30年度	元年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	1月	1月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：団体数（団体）、人数（人））

		29年度	30年度	元年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	115	137	150
	登録者数	2385	3,128	3,540

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

3回 61人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

		30年度	元年度
週一回以上の定期的な活動を行う 高齢者ふれあいサロン	サロン数	94	101
	登録者数	2,379	2,688



## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数及び職種
中央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
小田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
大庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	崇徳院2丁目159 KマンションJIN II-1階 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
立花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口 内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭 内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
武庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅 南西 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 西武庫交番東 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
園田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑 南西 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑 内 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師

※令和2年7月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,210	777	2,943	2,534	1,851	1,311
権利擁護	126	130	702	371	240	389
合計	1,336	907	3,645	2,905	2,091	1,700

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	2,433	3,140	989	3,493	3,584	2,401	26,666
権利擁護	356	319	201	420	420	491	4,165
合計	2,789	3,459	1,190	3,913	4,004	2,892	30,831

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

- ア 行政機関(保健福祉センター、保健所、担当課等)、病院等関係機関と連携  
社会福祉協議会との連携強化、日常生活圏域ごとの地域資源情報の共有及び市ホームページでの公開
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域包括ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

## ② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や地域資源の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

## ③ 地域ケア会議の開催

### ア 個別ケア会議の開催

- ・ 課題解決型
- ・ 開催回数 56回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。
  
- ・ 気付き支援型【モデル実施】
- ・ 開催回数 36回(72ケース検討)
- ・ 内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質(QOL)を高めるために、ケアマネジャーや多職種(その他の医療介護専門職等)の気付き(学び)を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

### イ 代表者会の開催

- ・ 開催回数 3回
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討した。

(4) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数	95
	参加者数	3,242
	訪問型見守り活動	44
・地域福祉活動(見守り活動を含む)の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	集いの場・介護予防	58
	生活支援活動	14
	その他	62
	開催回数	114
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	開催回数	114
	参加団体・者数	3,595

- ④ 地域における定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営
  - ・生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが連携し、介護保険制度に規定された各地区の協議体を6地区すべてで設置した。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全8回開催)

ア 人づくり

- ・在宅医療介護塾の開催(3回)
- ・事例検討会(研修会)の開催(2回)
- ・事例発表会の開催(1回)
- ・地域包括支援センターとの共催研修(9回)
- ・介護職員研修(1回)

イ ものづくり

- ・「身寄りのいない高齢者支援のための知恵袋」の作成
- ・入退院調整ルールアンケート調査
- ・あまつなぎ機能マップシステムの運用開始

ウ 市民の意識づくり

- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(1回)
- ・提案型協働事業による地域団体とのフォーラム等の開催(5回)
- ・協議会委員等による出前講座の実施(11団体)
- ・講演会やフォーラム等での周知

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内（平成30年3月31日現在 10人）
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 令和元年度開催回数 8回

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 3,291件（令和元年度）

③ 認知症ケアネット作成

ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるように整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート(相談窓口も掲載)」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	29年度	30年度	元年度
相談人数	22	17	15

イ 家族のための認知症基礎講座（令和元年度より認知症コミュニケーション講座）

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	29年度	30年度	元年度
開催回数	6	6	2
参加者数	38	51	28

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:人)

年度	29年度	30年度	元年度
受講者数	2,741	3,000	2,822
開催回数	115回	117回	124回

延受講者数 22,341人(令和元年度末)

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(令和元年度1回開催 41名養成)

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

(SOSネットワーク登録者数 554人 令和元年度末)

### 3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

#### (1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	29年度	30年度	元年度
人数	0	0	0

#### (2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	195	1,637	1,832
久々知	22			52	928	980
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	857	26,556	27,413
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	189	1,401	1,590
今福	30			303	1,889	2,192
金楽寺※	32			359	1,883	2,242
潮江	60			348	2,708	3,056
道意	30	1	(福)サンシャイン	2,364	4,386	6,750
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,421	2,995	4,416
合計	534	11		6,088	44,383	50,471

#### (3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,000円(税抜)を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	29年度	30年度	元年度
人数	26	33	37

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	29年度	30年度	元年度
年度末入居者数	13	15	16

(5) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	29年度	30年度	元年度
延べ利用者数(件)	1,430	1,090	883
配食総数(食)	20,941	16,343	12,930

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	29年度	30年度	元年度
相談件数	68	54	57

※助成件数

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	29年度	30年度	元年度
支給件数(件)	2,637	2,514	2,404
支給額(円)	10,228,892	10,112,953	9,919,308

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	29年度	30年度	元年度
配布者数	13	23	22

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	29年度	30年度	元年度
申立件数	18	22	16
助成件数	69	106	136

(10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	29年度	30年度	元年度
発生件数	3	12	10
保護延日数	30	115	169

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	29年度	30年度	元年度
高齢者相談件数	717	745	1,049



# VIII その他



## 1 広報活動

### (1) パンフレットの作成・配布 【平成31年4月～令和2年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

### (2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、平成27年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

### (3) 介護保険だよりの発行 【令和元年6月、令和2年1月発行】

令和元年6月		令和2年1月	
229,000部発行配布		229,000部発行配布	
市内一円戸別配布	221,175部	市内一円戸別配布	221,531部
公共施設窓口設置	7,825部	公共施設窓口設置	7,469部

- ・ 点字版・CD版の作成・配付  
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

### (4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
- ・ 7月号 介護保険法の改正について

### (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	6	153
その他講座等	-	-
合 計	6	153

### (6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

## 2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
サービスの質・量に関するもの	18
サービス事業所に関するもの	17
従業者に関するもの	16
契約等に関するもの	20
不正等の通報に関するもの	15
介護保険制度に関するもの	7
その他(利用者間のトラブル等)	46
合 計	139

### 3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

#### (1)介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	29年度	30年度	元年度
ア	居宅介護支援	233	213	226
	訪問介護	298	284	287
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	62	61	70
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	6	0	0
	通所介護	86	84	85
	通所リハビリテーション	12	12	12
	短期入所生活介護	26	27	27
	短期入所療養介護	13	13	13
	特定施設入居者生活介護	9	10	13
	福祉用具貸与	34	31	33
	特定福祉用具販売	32	29	31
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	4
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	97	95	103
	認知症対応型通所介護	15	14	16
	小規模多機能型居宅介護	15	16	17
	認知症対応型共同生活介護	26	26	27
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2	2	3
ウ	介護老人福祉施設	21	22	22
	介護老人保健施設	13	13	13
	介護療養型医療施設	0	0	0
合 計		1,021	973	1,019

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

## (2) 市内の介護保険施設(令和2年3月31日現在)

## ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	63
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	60
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
12	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
13	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
14	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
15	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
16	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
17	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	57
18	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
19	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
20	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
21	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
22	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

## ② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

## ③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
5	中央	介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
6	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
7	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
8	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
9	立花	医療法人尼崎厚生会(財団)立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
10	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
11	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
12	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
13	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150

## ⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎II番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラルニ崎	潮江1丁目10-2	174
5	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
6	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
7	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
8	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
9	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
10	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
11	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
12	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
13	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

## (3) 市内の地域密着型サービス事業所(令和2年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

## ① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	小規模多機能型居宅介護園田苑	善法寺町10-3(2階)SAドーム	24
4	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
5	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
6	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	9
8	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
9	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
10	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	24
11	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
12	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
13	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
14	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
15	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
16	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
17	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

## ② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	武庫	看護小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	6

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

## ③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼのの家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
13	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
14	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
15	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
17	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
18	武庫	グループホームころあひ武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
19	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
20	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
21	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
22	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
23	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	18
24	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
25	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
26	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
27	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

## 4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

### (2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

### (3)組織

- ・委員数 20人以内 (令和2年3月31日現在 17人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
  - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
  - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
  - ③ 地域における福祉関係者
  - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
  - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

### (4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

### (5)令和元年度開催回数

運営部会 3回(令和元年7月1日、令和元年11月11日、令和2年2月21日)

### (6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

## 5 尼崎市地域密着型サービス運営部会

### (1)設置年月日

平成26年4月1日

### (2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

### (3)組織

- ・委員数 14人 (令和2年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

### (4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

### (5)平成30年度開催回数

1回 (令和元年11月19日)



## 6 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

### (1) 設置年月日

平成25年10月9日

### (2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。))の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の附属機関として位置付けたものである。

### (3) 組織

- ・委員数 5人以内 (令和2年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

### (5) 令和元年度開催回数

0回

## 7 在宅医療・介護連携推進部会

### (1) 設置年月日

平成28年4月1日

### (2) 設置目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する仕組みを構築していくにあたり、本市の実態や専門的な見地、現場体験等を踏まえた審議を行う部会として位置付けたものである。

### (3) 組織

- ・委員数 19人以内（令和2年3月31日現在 19人）
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
  - ① 医療関係団体13団体
  - ② 福祉関係団体 5団体
  - ③ 学識経験者 1人

### (4) 所掌事項

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### (5) 令和元年度開催回数

3回(令和元年7月4日、令和元年10月31日、令和2年2月6日)

## 8 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

141事業者(令和元年5月20日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
2019年5月20日 (令和元年)	総会	平成30年度事業報告・決算報告・会計監査報告 2019年度(令和元年度)事業計画及び予算について
	第1回 全体研修会	【講義】 参加人数:219人 テーマ: ~ 実地指導と監査への備え ~ 講 師: 泉谷社会保険労務士事務所 社会保険労務士 泉谷 功 氏
2019年7月24日 (令和元年)	第2回 全体研修会	【講義】 参加人数:221人 テーマ: 精神疾患の理解と対応(対応困難世帯に隠されている 精神疾患の理解とケース対応) 講 師: 山口大学大学院 医学系研究科保健学専攻 教授 山根俊恵 氏
2019年10月8日 (令和元年)	第3回 全体研修会	【講義】 参加人数:210人 テーマ:事例検討① 総論(特定事業所加算算定対象の研修とするための準備) ⇒事例の選定基準、事例検討票の書き方、グループワークの 進め方、会議後の記録の保存等 講 師: みつばウエルビーイング株式会社 代表取締役社長 山内 知樹 氏
2019年11月25日 (令和元年)	第4回 全体研修会	【講義】 参加人数:204人 テーマ:事例検討②(特定事業所加算算定対象研修) 各論(グループワーク) 生活援助回数が多い事例から適正なケアプランを検討・模索する。 講 師: みつばウエルビーイング株式会社 代表取締役社長 山内 知樹 氏
2019年11月25日 (令和元年)	情報交換会 懇親会	尼崎市総合文化センター 8階多目的室 橋の間 参加人数:59人
2020年2月17日 (令和2年)	第5回 全体研修会	【講義】 参加人数:159人 テーマ:地域福祉各論 ~具体的な地域福祉活動を知り、連携を考える~ 講 師: 尼崎市社会福祉協議会 今井久雄氏・町頭 力氏

その他

<幹事会(役員会)の開催>

10回



# Ⅸ 財政・条例等



1 財政

(歳入) (単位：円)

款 項 目	29決算	30決算	R元当初予算	R元決算見込	R2当初予算
04 介護保険料	8,303,813,727	9,075,111,158	8,706,098,000	8,799,327,646	8,459,256,000
05 介護保険料	8,303,813,727	9,075,111,158	8,706,098,000	8,799,327,646	8,459,256,000
05 第1号被保険者保険料	8,303,813,727	9,075,111,158	8,706,098,000	8,799,327,646	8,459,256,000
35 使用料及び手数料	923,600	874,080	843,000	881,510	1,012,000
10 手数料	923,600	874,080	843,000	881,510	1,012,000
05 手数料	923,600	874,080	843,000	881,510	1,012,000
40 国庫支出金	9,756,734,266	10,150,936,923	10,090,744,000	10,548,227,829	10,459,520,000
05 国庫負担金	7,008,974,775	7,125,945,828	7,330,840,000	7,330,840,000	7,506,950,000
10 介護給付費負担金	7,008,974,775	7,125,945,828	7,330,840,000	7,330,840,000	7,506,950,000
10 国庫補助金	2,747,759,491	3,024,991,095	2,759,904,000	3,217,387,829	2,952,570,000
10 調整交付金	2,275,261,000	2,313,196,000	2,132,786,000	2,530,811,000	2,295,484,000
25 地域支援事業交付金	466,062,491	624,471,095	627,118,000	600,056,829	650,002,000
27 保険者機能強化推進交付金			0	86,520,000	0
30 介護保険事業費補助金	6,436,000	87,324,000	0	0	7,084,000
41 支基金交付金	10,674,150,605	10,753,589,278	11,207,142,000	11,089,944,000	11,500,034,000
05 支基金交付金	10,674,150,605	10,753,589,278	11,207,142,000	11,089,944,000	11,500,034,000
05 介護給付費交付金	10,412,631,000	10,254,182,000	10,682,608,000	10,598,629,000	10,971,798,000
10 地域支援事業交付金	261,519,605	499,407,278	524,534,000	491,315,000	528,236,000
45 県支出金	5,387,672,000	5,649,666,000	5,890,209,000	5,845,553,000	6,073,754,000
05 県負担金	5,142,910,000	5,306,304,000	5,528,082,000	5,500,049,000	5,699,842,000
05 介護給付費負担金	5,142,910,000	5,306,304,000	5,528,082,000	5,500,049,000	5,699,842,000
10 県補助金	244,762,000	343,362,000	362,127,000	345,504,000	373,912,000
05 地域支援事業交付金	244,762,000	343,362,000	362,127,000	345,504,000	373,912,000
50 財産収入	3,114,808	4,458,288	4,956,000	1,399,358	1,590,000
05 財産運用収入	3,114,808	4,458,288	4,956,000	1,399,358	1,590,000
10 利子及び配当金	3,114,808	4,458,288	4,956,000	1,399,358	1,590,000
60 繰入金	5,773,987,949	5,987,970,556	7,077,972,000	6,548,300,939	7,715,874,000
05 他会計繰入金	5,773,987,949	5,987,970,556	6,583,977,000	6,548,300,939	7,140,120,000
05 他会計繰入金	5,773,987,949	5,987,970,556	6,583,977,000	6,548,300,939	7,140,120,000
10 基金繰入金	0	0	493,995,000	0	575,754,000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	0	493,995,000	0	575,754,000
65 繰越金	1,385,593,009	602,663,126	1,000	998,081,761	1,000
05 繰越金	1,385,593,009	602,663,126	1,000	998,081,761	1,000
05 繰越金	1,385,593,009	602,663,126	1,000	998,081,761	1,000
70 諸収入	10,178,802	82,993,314	4,040,000	19,009,567	9,588,000
05 延滞金、及び過料	924,410	949,920	563,000	1,158,759	790,000
05 第1号被保険者延滞金	924,410	949,920	563,000	1,158,759	790,000
30 雑入	9,254,392	82,043,394	3,477,000	17,850,808	8,798,000
05 滞納処分費	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	737,708	6,716,920	1,334,000	5,141,966	7,200,000
15 返納金	700,000	73,174,541	700,000	9,493,119	1,000
20 雑入	7,816,684	2,151,933	1,442,000	3,215,723	1,596,000
合 計	41,296,168,766	42,308,262,723	42,982,005,000	43,850,725,610	44,220,629,000

対前年度比

1.04

1.02

1.04

1.02

1.01

(歳出) (単位：円)

款 項 目	29決算	30決算見込	R1当初予算	R1決算見込	R2当初予算
05 総務費	821,310,712	844,177,950	829,474,000	837,326,142	919,462,000
05 総務管理費	821,310,712	844,177,950	829,474,000	837,326,142	919,462,000
05 一般管理費	530,965,079	582,636,191	534,200,000	549,589,086	586,734,000
10 連合会負担金	2,323,404	2,344,302	2,353,000	2,355,804	2,362,000
15 賦課徴収費	27,275,798	27,177,593	31,683,000	27,873,988	53,111,000
20 介護認定費	260,746,431	232,019,864	261,238,000	257,507,264	277,255,000
10 保険給付費	36,945,965,640	37,645,154,603	39,567,253,000	39,422,994,267	40,643,492,000
05 介護サービス等諸費	35,845,046,602	36,597,356,672	38,379,288,000	38,192,256,173	39,424,060,000
05 介護サービス等給付費	35,811,264,112	36,557,696,966	38,337,693,000	38,151,017,831	39,382,223,000
10 審査支払手数料	33,782,490	39,659,706	41,595,000	41,238,342	41,837,000
10 高額介護サービス費	1,100,919,038	1,047,797,931	1,187,965,000	1,230,738,094	1,219,432,000
05 高額介護サービス費	1,100,919,038	1,047,797,931	1,187,965,000	1,230,738,094	1,219,432,000
17 地域支援事業費	1,530,557,176	2,341,927,717	2,563,264,000	2,394,092,106	2,629,291,000
05 地域支援事業費	1,530,557,176	2,341,927,717	2,563,264,000	2,394,092,106	2,629,291,000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	982,647,422	1,756,411,346	1,942,722,000	1,798,906,076	1,956,433,000
10 包括的支援等事業費	547,909,754	585,516,371	620,542,000	595,186,030	672,858,000
25 基金積立金	538,868,808	194,571,537	4,956,000	288,356,000	1,590,000
05 基金積立金	538,868,808	194,571,537	4,956,000	288,356,000	1,590,000
05 介護給付費準備基金積立金	538,868,808	194,571,537	4,956,000	288,356,000	1,590,000
60 諸支出金	856,803,304	284,349,155	16,058,000	442,872,536	25,794,000
10 諸費	856,803,304	284,349,155	16,058,000	442,872,536	25,794,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	856,803,304	284,349,155	16,058,000	442,872,536	25,794,000
65 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	40,693,505,640	41,310,180,962	42,982,005,000	43,385,641,051	44,220,629,000

対前年度比

1.07

1.12

1.06

1.07

1.03

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	602,663,126	998,081,761		465,084,559	
-------------	-------------	-------------	--	-------------	--

### (3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	29年度	30年度	元年度
前年度末基金残高	1,249,346,002	1,788,214,810	1,982,786,347
基金積立額合計	538,868,808	194,571,537	288,356,000
保険料積立額	535,754,000	190,113,249	286,956,642
運用収入積立額	3,114,808	4,458,288	1,399,358
基金取崩額	0	0	0
年度末基金残高	1,788,214,810	1,982,786,347	2,271,142,347



## 2 条例等

### (1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 38,472円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,707円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 57,708円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 69,250円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,944円
- (6) 次のいずれかに該当する者 92,333円

ア 合計所得金額(令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同

じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,027円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,416円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,805円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,423円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,041円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 159,659円

ア 合計所得金額が800万円以上1000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 169,277円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 178,895円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保

険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項繰下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 平成12年10月1日から同月31日まで

第2期 平成12年11月1日から同月30日まで

第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで

第4期 平成13年1月4日から同月31日まで

第5期 平成13年2月1日から同月28日まで

第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に



当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であつて、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する

第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日まで  
の間にあるものに限る。)

- 3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料

1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

## (2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の10分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知



書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条線下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

別記様式  
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
	所属 氏名  平成 年 月 日  尼 崎 市 長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
←————— 7.4センチメートル —————→		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

# ○尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日条例第14号 平成26年12月19日条例第48号

平成28年10月6日条例第50号 平成30年10月15日条例第48号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
  - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等（規則で定める事業のいずれかに該当する事業（以下「特定事業」という。）を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。）は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業（以下「特定風俗営業」という。）に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技（以下「対象遊技」という。）を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあっては、規則で定める計画）において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス（対象遊技を提供するものに限る。）を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設（利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。）の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗

営業を連想させるものとしてはならない。

- 1 3 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

- 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」とい

う。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条線下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条線下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条線下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条

第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業（規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

（平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正）

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第11条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（平26条例48・追加）

（法第86条第1項の条例で定める数）

第12条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30以上とする。

（平26条例48・旧第9条繰下）

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準）

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）

（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下）」と、省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正）



(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに

限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則 (平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

(平26条例48・追加、平30条例48・一部改正)

センターが担当する区域内に居住する 第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人

